

第四十五回

石炭対策特別委員会議録第二十四号

(四八四)

昭和三十七年四月九日(月曜日)

日本國有鐵道參

事
業
局
有
限
公
司
午
前
十
時
二
三
分
開
議
出席委員
長
營業局貨物課
白崎
正義君

産炭地域振興対策確立に関する陳情
書（福岡市墓院堀端七丁目百一十三番地福岡県町村議会議長会長野見山

案、勝間田清一君外二名提出、石炭鉱業安定法案及び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案を議題として質

○佐藤國務大臣 今すぐ参ります。

委員長 有田 喜一君
理事岡本 茂君 理事始閑 伊平君

參考人
田口良明君
（石炭鉱業合會理事長）

麻邦)(第七四四号)
は本委員会に参考送付

質疑を行ないます。
質疑の通告がありますので、これを
許します。井手以誠君。

出席國務大臣	伊藤卯四郎君	高夫君	清志君	池田
	滝井義高君	修治君	倉成正君	小沢辰男君
	渡辺	白濱仁吉君		
	滝井義高君	德安實藏君		
	中村幸八君	藤田義光君		
	井手以誠君	田中武夫君		
	瀧井義高君	周東英雄君、鎌林三喜男君、濱田正信君		
		及び南好雄君辞任につき、その補欠として藤田義光君、池田清志君、徳安實藏君、小沢辰男君、亀岡高夫君及び瀧井山三男君が議長の指名で委員に選任された。		四月九日

出席政府委員	労 勵 大 臣	出席	通商産業大臣
(石炭局長)	通商産業事務官	福永	佐藤 榮作君
通商産業鉱務監督官	今井 博君	森 清君	池田清志君、小沢辰男君、龜岡健司君
八谷 芳裕君	高夫君、瀬戸山三男君、徳安實藏君及び藤田義光君辞任につき、その補欠として濱谷直藏君、館林三喜男君、濱田正信君、南好雄君、周東英雄君及び小泉純也君が議長の指名で委員に選任された。	同日	委員池田清志君、小沢辰男君、龜岡高夫君、瀬戸山三男君、徳安實藏君及び藤田義光君辞任につき、その補欠として濱谷直藏君、館林三喜男君、濱田正信君、南好雄君、周東英雄君及び小泉純也君が議長の指名で委員に選任された。

四月六日

田清志君、小沢辰男君、龜岡
瀬戸山三男君、徳安實藏君
田義光君辞任につき、その補
して、濱谷直藏君、館林三喜男
田正信君、南好雄君、周東英
ひ小泉純也君が議長の指名で
選任された。

措置法案（勝間田清・君外二名提出、衆法第二〇号）

に対する資料の提出はどうなつておるか、出されましたか。——それでは、あと回しにいたしましよう。

大臣御存じがもしれませんが、例の昨年の年末融資、石炭に対する緊急融資、あれはどういう実績であったか、ちょっとお伺いしておきたいと思ふ

れる、並びに、これが具体的な問題の検討にあたつて専門部会を設置することと、こういった趣旨の答申が労働大臣までに出されたのであります。これに基づきまして、政府といたしましては、早急にこの専門部会の設置の手続を進めておるところであります。具体的にこの専門部会におきまして、各般の石炭最貧の問題を検討されるわけで

委員外の出席者	労働事務官	三治	大島
	(職業安定局長)	重治君	靖君

通商産業技官	久良知章悟君
（大臣官房審議官）	
通商産業事務官	
（鞍山保安局管 理課長）	
小林 健夫君	
運輸事務官	
（鉄道監督局 長官）	
高橋 末吉君	
有鉄道部長	

石炭政策變更等に關する陳情書（福岡県鞍手郡宮田町大字上大隈六百四十七番地貝島大之浦炭礦労働組合竹下凌治）（第六七六号）
石炭産業安定対策確立に關する陳情書（長崎市袋町三十一番地長崎県町村議会議長会長別当勝三）（第七四三号）

○有田委員長 御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○有田委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

ておるかよく存じておりません。
とに申しわけございません。

○井手泰員 私は、大臣の都合があり
ますから、主として大臣に効果的に質
問いたしたいと思いますが、補佐する
事務当局が来ないではさっぱりであり
ますが、どうなつておりますか。

まして、大体四月の半ばころから逐次
算計の結果が判明して参るだらうと思
います。その結果を参考にしながら、
専門部会で具体的に検討を進めて参る
わけであります。いつごろまでに結論
が出来るかといふ時期の点につきまして
は、ちょっと申し上げかねるわけでござ
いますが、専門部会としても、おそ

いまするが、なかなかそら参らぬ場合もあるう、こういふことも考えられらる。そこで私といたしましては、今井手さんはいつごろまであるべきであると思ふかといふような意味で御質問でござりますが、いつまであるべきであるというところでは、ちよつと答えてくいのでござります。なるべく早いことが望ましいといふ少し言葉は違うのであります。若干弱い表現にならうかと思いますが、権威者がそろうところの専門部会に敬意を表してのこと、たゞ、今も井手さんのおっしゃいますような点等がござりますので、この専門部会に対しましては、私はいつまであるべきであるといふ言葉は使いませんが、国会でこの種の論議があるということは、適当な方法において伝えたい、そして促進をはかりたい、こういふように考えます。

○井手委員 石炭対策の重要な三本の柱の一つでございますから、何として

も私はその方針を承っておきたいと思ひます。ただ初めから呼んでおりました通産大臣に緊急の質問がござりますので、一つ福永さんの腹が固まるまで、しばらく時間をかしたいと思ひます。

通産大臣にお伺いいたします。今回石炭対策の一つとして、原料炭の開発を大臣は非常にお考えになつておるようであります。原料炭を昭和四十年ごろには、今の五千五百万トンの一般炭の出炭とは別に、年間五百万トンぐらいため開発、出炭したいといふ計画もあらうに承つておるのであります。これ

は今後の石炭対策、積極的な前向きの対策として非常に必要でござります。あとでなお、有明海開発について特に

お伺いをいたすつもりでござります。お伺いをいたすつもりでござります。しかししたその中の一つ、積極的な方向でござりますが、その議論は過日も申し上げましたように、問題は合理的経済性のある炭であるならば、これはぜひと申上げておりますので、その合理的経済性のある炭が出してくれば、五千五百万吨にとらわれない、かように御了承をいただきたいのであります。ただいまお尋ねになりました原料炭は、すでに御承知のように、外炭を一千万トン以上買つておると思います。これを用によって目的を達する場合等もござりますので、いろいろそういうものも検討いたすわけでござります。まだ数字がまとまつておるわけではありませんで、これから原料炭の開発計画を一歩進めてみよう、こうらることでござります。大体統計上の数字から申せば、五百万トン程度は外炭を国内炭に振りかえ得るのじやないか、こうら

感じがしております。そういう量は一応数字の上から出てきます。これがはたして合理的経済性のある炭になるかどうか、ここを一つ十分考えたいと思ひます。従いまして、労使双方にそろ

ううに承つておるのであります。通産省の原料炭開発に対する計画をこころ承つておきたいと思ひます。これ

は、有明の有明、松島、古河、柳川、三井、山門、南大夕張、清水沢、磐の三カ所であります。以上八カ所につきまして新鉱開発計画として計画を今検討いたしております。御指

摘になりました有明海は、そのうちの三カ所であります。有明と申しますか、かようにも思ひますが、いずれにい

ます。お伺いをいたすつもりでござりますが、いかがですか。

○佐藤国務大臣 今回閣議決定をいたしましたその中の一つ、積極的な方向として、原料炭の開発といふことを取

り上げております。これがただいま言われます五千五百万吨のワクの外だと内だとかいう議論があるようでござりますが、その議論は過日も申し上

げましたように、問題は合理的経済性のある炭であるならば、これはぜひと申上げておりますので、その合理的経

済性のある炭が出してくれば、五千五百万吨にとらわれない、かように御了承をいただきたいのであります。ただいまお尋ねになりました原料炭は、す

るようあります。この有明海の海底炭開発四十億トンのうち、七割以上が原料炭であると私は承つております。従つてその開発は、老朽化した筑

豊炭田、唐津炭田にかわるきわめて有望なものである。労務対策からいっても、経験のある今炭鉱の労働者をそ

こに振り向けるということで、外貨を節約して、今大臣のお話のように五百万トンを開発するといふようなこと、それらを考えますと、一石三鳥のいい案

であると私は思うのですが、全国的な原料炭の賦存状況あるいは開発内容、特に有明海の海底炭開発についての調査はもうすでに終わつておると思いま

すから、この機会にお伺いをしておきたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 原料炭の開発につきまして、現在新鉱開発計画として

一応われわれが検討いたしております。政府側といたしましても、今後の

計画を今検討いたしております。御指

摘になりました有明海は、そのうちの三カ所であります。有明と申しますか、かようにも思ひますが、いずれにい

ます。従いまして、労使双方にそろ

ううに承つておるのであります。通産省の原料炭開発に対する計画をこ

ころ承つておきたいと思ひます。これ

は、有明の有明、松島、古河、柳川、三井、山門、南大夕張、清水沢、磐の三カ所であります。以上八カ所につきまして新鉱開発計画として

計画を今検討いたしております。御指

摘になりました有明海は、そのうちの三カ所であります。有明と申しますか、かようにも思ひますが、いずれにい

ます。従いまして、労使双方にそろ

ううに承つておるのであります。通産省の原料炭開発に対する計画をこ

ころ承つておきたいと思ひます。これ

鉱区の問題がしばしば論議されますので、こういう点について行政指導がどの程度可能でございますか、わかりませんが、積極的に指導をいたしました上で、開発を伸ばしていくようだ、政府

も十分協力するつもりであります。
○井手委員 公團のごとき構想のものは、
は先の問題にいたしまして、それでは、
は、今回の石炭対策の一つとして取り
上げられましたこの原料炭の開発につ
いては、幾回もお尋ねになりましたが、

○佐藤國務大臣　ただいま御指摘にな
りますように、これはせひとも積極的
に取り上げたい、かよろに考えており
ます。

先ほんとは労働省所管の最低賃金についてのお話が出ておりますが、私は闇議決定を二年、昨年もほぼ同様のものを闇議決定をいたしております。これは時期的その他からおくれておる感が非常に深い。こういうことでは相なるまいと思いますので、さらに積極的にいたすべく、すでに闇議においてもその発言をいたしておりますが、私ども実際の問題としてその衝に当たる者が積極的に問題の解決と取り組む、この気持でおります。

○井手委員 時間がありませんから、十一時までの間にいたしたいと思いま
すが、三十七年度からの出炭計画ある
いは千二百円のコストの問題、石炭価
格引き下げの問題、これは必ずいぶん論
議されたことございますが、これを
決定なさる石炭鉱業審議会でございま
すが、これがややおくれておるようで
ございますが、いつ開きになる御予

定でござりますが、その時期といふのは非常に重要でございますので、一つ大臣の腹案をお示し願いたいと思います。

○佐藤國務大臣 ややおくれておるという意見がござりますが、私どもといたしましては、もう三十七年度に入つておる次第でござりますから、千三百円下げる問題もすでにきまつていなければならぬ、ただ今回は、やや時期的におくれておる感じも実はいたしておりますのでござります。それはむしろ好意的な考え方だと御了承いただきたいと思います。ただいま、御承知のように春闘なども提起されて、ちょうど賃金の交渉中でござりますので、こういふ点もござりますので、この開催の時期等はそれとも十分にらみ合わせていかなければならぬんだろうと思ひます。ただいまいついつといふことは、なかなか言いにくいくことだと思いますが、月が変われば、もちろん開かない必要がある者側に対しましても不安定の状況でございますので、できるだけ早く開きたい、こういう気持であります。

○井手委員 四月一ぱいでございませんか。五月になつてからですか。四月中にお開きになるつもりですか。

○佐藤國務大臣 ただいまの関係では、四月中はやや無理じゃないかな、こういう感じがいたしております。

○井手委員 重ねて伺いますが、千二百円の引き下げは、これは目標として堅持したいと再三あなたからお話をありますか、しかし物価の値上がりは考えなければならぬ、無理はしたくない

というお話を承つておるのであります。が、こういうふうに理解してよろしくどうぞりますか。結論的にお伺いしたいのは、千二百円の炭価引き下げは堅持していくけれども、物価の値上げにつけては別途考え方なくてはならない、これは別だ、こういうふうに理解してよろしくどうぞいますか。たとえば今まで物価は三百円上がった、坑木側に代その他が上がった、その分だけは生産性に延ばす、こう理解してよろしくどうぞいますか。そうでなければ炭鉱側に無理がいきますから……。

○佐藤國務大臣 ちよつとニコアンソングが違つかと思います。私どもが申し上げております千二百円下げ、これはまず物価の問題は総合的に考えてみなければならぬと思います。どうも安くならないものはないじゃないかと言わるかもしませんが、鉄材はやや下がるかもだらうと思います。いろいろ勘定をしてきめていかなければならぬ。そこで上がったものだけを抽出して、それではこれはもうどうしようもないのだ、こういうふうなわけにいかぬと思います。ただ私が申し上げておりますのは、千二百円下げといふものは三十八年までに実現する金額でござります。今問題の石炭鉱業審議会でありますのは、三十七、三十八年、その割り振りの問題が一つあるわけでござります。そういうことを考えて、あまり引きついことにならないようという気持はございませんけれども、そういうふうな考え方で、時期的な問題でもある程度調整の方法はあるのではないかだらうら今井手さんが言われるように、坑木さんははつきり上がつたじやないか、この

上がつたところのものは、一千二百四
げの際には予定しなかつたものだから
別にしてくれ、あるいは電力料金しかり
り、あるいは賃金の引き上げしかり
こう言わると困るのでございま
して、そこらはもう少し——同情はい
しておりますけれども、これは別だ
画然と区別されますと、議論が分か
て参ります。ただ時期的な問題で、
十八年度までに合理化の目標を達
る。そこに幾分か時期的なゆとりが
ある、かように御了承いたいともよ
しいかと思いますが、そういうよ
うな考え方でございます。

○井手委員 石炭局長にお伺いしま
が、三十七年度も予定通り二三百
円下げるということになると、相当
赤字が出るといわれておるのであり
ます。トン当たり三百円前後の赤字が
るといわれておるのであります。そ
はどの無理ができるかどうか。物価
値上がりは、予想しなかつたものだ
三十七年度は赤字が出るでしょう。

○今井(博)政府委員 これは、一番
題になりますのは、スクランプをい
しまった場合のスクランプの費用を
体原価に全部織り込むかどうかとい
ふところが、非常に赤字が大きくなる
ならぬかのポイントでございまして
これはやはり特別にたな上げして、こ
る程度長期に繰り延べて償却する、
ういう考え方方に立ちますと、赤字が減
くるわけでございます。それがが
の辺のところで繰り延べ償却すること
が妥当か、こういふ点を今金融関係
とも打ち合わせております。そ
うことを詰めませんと、今言われま
た三百円というの、最大限何をか
入れた赤字でございますので、現在當
識的に見た場合のそういう償却の仕方

下を考えて、どの程度赤字になるかといふ点で詰めていかなければならぬと思います。その辺がまた論議の分かれることでございまして、どの程度赤字かということについてはちょっとまだ数字を申し上げる段階に至つております。されどまあろな十すあろたとしに下へ

○井手委員 大臣にいろいろお聞きしたいのですが、事務当局がおくれたために十分な質問ができませんでした。午後に保留をしておきたいと思います。大臣、どうぞおっこうです。

労働大臣前の方に出て下さい。二十分ばかり時間がございましたから、腹もそろそろ固まつたと思いますので伺いをいたしたいと思います。

審議会の意見を聞くというのは、専門家の知識が必要である、政府だけできることはおもしろくないので民主的に専門家の意見を聞こう。しかし、それがいつごろまでほしいというのは、他の審議会でも委員会でもあるのです。慎重々々で、いつ答申してもいい、権威者だからその意見を尊重して、半年も一年も延びていいというものではないはずです。これはいつも必要であるから、いつごろまでに答申を願いたいというのが普通です。大臣は議連の委員長も長くなさつておったし、その点は万々承知のはずだと思う。今大事なこの石炭対策に、それじや急いで六月ごろまでに答申を得て決定しようといふこの段階に、これは別だから慎重にやりたい、権威者の意見も聞きたいということでは話にならないのです。それでは、かねて炭鉱労働者に熱意があると言われておる福永労働大臣の気持が、変わつたのではないのです。それでは、かねて炭鉱労働者に熱意があると言われておる福永労働大臣の気持が、変わつたのではないのかと疑いたくなる、いま少し熱意のあるところを示してもらいたい。もう出

おらなければならぬはずです。それがまた、今度は専門部会にかけるといふ。それじゃ専門部会はいつ答申をやるか。もう条件はそろっているじゃありませんか。調査もでき上がった、権威者ぞろいである。そこにかけられれば、無理すれば、一週間十日あれば、ある程度の結論が得られるはずですよ。それを最大期間考えて、五月一ぱい、あるいは六月半ばかり知りませんけれども、そのころには政府が出してくればと言ひなら、出せぬはずはないのです。どうですか。

たしか中山さんは、問題の複雑困難性にかんがみて、いつごろまでとは言えなければ、なるべく急ぐようにいたいといらうようなことを答えておるようなわけでござります。先ほど来たびたび、はつきりしたことを申し上げないというのでおしゃかりを受けるのでござりますが、労使公益三者のそれぞれの権威者にお願いを申し上げてこそ専門部会を持つていただきにつきましては、私といたしましても、いつまでもにとらよくなことでござげんを損じたりいたしますと、かえつて結論の出るのが思うようにいかないといふようなこともないとも言えない、あると申しませんが、その辺等も考慮しまして、権威者であるだけに、この問題が非常に急を要するということをよく知つた人々でござります。そしてまた部内でも、今申し上げましたような質疑応答等も行なわれておる。ことに国會では、本日の井手さんの御質問を初めといたしまして、多くの皆さんからあるといふ御意見の御開陳があるわけでござります。これらにつきましては、国会においても論議はかよくな次第であります。いろいろそういうことが向こうに伝わるようにはいたしたいと思うのでござります。先刻来申し上げておりますように、いろいろそういうことを考慮したことによって、専門部会も大いに考慮をされ、こいつた点にも意を用いて、すみやかななる作業をしていただけるものと、いうふうに期待をいたしておる次第であります。

○井手委員 何事もやはりめどといふものがあるはずです。秋でいい、来春でいいといふようなことではないはずです。だから政府はこういふうにしてほしいという一応の時期といふものが表明されたって、別に権威者のごきげんを損するようなことにはならぬと思う。そんなつむじ曲がりの人は、権威者にはおられぬと思うのです。政府はいつまでに答申がほしいといふことは、言えるはずです。そのめどによつて審議がゆづくりされるか急いでされるか、いろいろあるでしょう。何を徹夜してやれとは私は申しておりません。しかし、それほど条件がそろつておる。調査が進んでおるのですから、いかに、複雑な事情があるとは言え、めどまで言えないはずはないですよ。大体政府、福永さんはいつごろまでにほしいと思つていらっしゃいますか、それだけでいいです。

うと思うのでございますが、そちら辺は一つまあお聞きにならすに、いろいろ井手さんがおっしゃっておられることがありますけれども、私自身は何月何日までということは、この専門部会の発足にあたってそういうことを言うでありますと、かえつてますいんじやないかと思います。従つて専門部会が始まりまするし、また作業も進捗していきますので、その進捗の度合い等を見て、今申し上げたようなことが効果的に現われてくるよななことは、私は私なりにやつていただきたい、こういうよう存じております。

○井手委員 わかつておるつもりだと
いうことでございますから、もう一点だけにとどめておきたいと思いますが、それでは、石炭対策の重要な柱であるから、政府の石炭対策がきまるところには最貧の方も答申を得たいという希望を持つておる、そういう腹であると理解してよろしくございますか。

○福永国務大臣 そのままでございますと申し上げると、そのほかにも付隨してだいぶ井手さんがおっしゃったので、全面的にいろいろ肯定したかのようことで、あとでまたおしかりを受けるといけませんので、念のために少し注意してものを申し上げておきますが、まあ、今おっしゃいましたこととそう遠くないよななことに私は考えておるわけでござります。なるべく早くいつても、来春といふよなばかなことはないだろうと先ほどもおっしゃいました。まさにその通りに私は考えておるのでござります。そら大差はない

いつもでございますから、御了承をいただきたいと思います。

○**井手委員** 労働大臣は石炭対策の決定と前後して答申を得ることが望ましいという腹のようになりますか。まあ、しようがございません、それでけつこうでございます。

石炭局長にお伺いをいたしますが、昨年の中小鉱に対する年末の緊急融資の実績はどうなっておりますか。

○**今井(博)政府委員** 中小金融公庫と商工中金の関係を分けて御答弁申し上げますが、中小金融公庫の関係は、件数は全体で百十八件で金額は九億九千六百万円、これは昨年の十二月末の数字でございます。それから商工中金関係は七十五件で五億四千九百万円、合わせて件数としましては百九十三件、金額は十五億四千五百萬円、これは昨年の十二月末の数字でございます。その後中小金融公庫の関係では約二億程度の追加がございまして、これは件数と金額の確定した数字についてまだ詳細なにが入っておりませんが、約二億円の追加があった、こういうようにお考えいただいてよろしいと思います。

○**井手委員** 融資のワクは幾らでございましたか。

○**今井(博)政府委員** 全体で十五億でござります。

○**井手委員** 三十七年度の需給計画については、今後石炭鉱業審議会で検討されるであろうと考えておりますが、聞くところによりますと、大手筋は増産によるコスト引き下げを行なうため、非常に増産体制が進んでおるところを承っておりますのであります。けつこうなことでございますが、そのために中小鉱にしわ寄せになるということはまた

好ましくない」といふことがあります。新聞の報道なんかによりますと、一応五千五百万吨といわれておるのが、六千百万トンあるいはそれ以上になる可能性もあるといわれております。そこでお伺いしたいのは、五千五百万トンにおける大手と中小鉱の出炭計画はどうであったのか、あるいは増産計画はどんなふうに進んでおるのか、またそういうふうに予定以上に出した場合には、どんなふうな行政指導をなさるつもりなのか、それらの点をお伺いいたします。

○今井(博)政府委員 五千五百万トンの出炭計画の中で、大手、中小の比率は、大手が約三千八百万トン、中小が一千七百万トン、合計五千五百万トン、こういう計画でございますが、三十七年度の出炭計画がどうなるかという点につきましては、新聞等で六千万トン以上になるというふうなことがだいぶ出ておりますが、われわれはそういうふうに考えておりません。現在の会社のいろいろな希望計画といふものは別にしまして、現実に掘れるだけ掘つてみるということをやつてみます。まあ五千七百万トンから八百万トン程度、これがせいぜいじやないかと、いろいろに大きっぽに考えておるわけであります。しかし、この中には、ストライキの問題もございましょうし、災害等の問題もございましょうから、実際の出炭の数字はそれよりも下回るというふうにわれわれは考えておるわけであります。この点は、過去の出炭計画をとりまして、いろいろな実績を積み上げました場合におきまして、常にそろいもどり、過去におきまして、会社の提出して、過去におきまして、会社の提出の計画が非常に多かつた。たとえば三

十六年度におきましても、会社から提出を求めていた数字を全部合計いたしましたときは、六千百十一万トンという数字が出たわけですが、こゝでござりますが、これが、実績としましては五千四百八十一万トンといふふうに實はことしはなります。この場合に、大手と中小をどうぞさいますので、新聞等に出でおりすすめがそのまま出炭計画になるといふうには考えておらないわけであります。いろいろ見るかといふ点は一つの問題でございまして、特に大手炭鉱から、このたびいろいろ第一会社その他で中小炭鉱に移つた山もござりますので、そういう意味からしますと、この千七百万トンという中のワクは、あるいは若干ふくれるのぢやないかといふふうに見ておりますが、いずれにいたしましても、新聞等に出ておりますような非常に膨大な数字になるということは、現在のところはわれわれとしては想定いたしておりません。

もし中小に入れるとするならば、そのワクを変えるべきではないか。この占めの行政指導の方針というものを、やはりつきり確立しておく必要があると思います。私は考るのです。ストによる減産といらは、今まで年間百五十万トンとか二百万トンというような想があつたでしよう。しかし、今日の労使の現状から申しますと、ストにによる減産ということはあまり予想はできないのじやないか。それをあわせ考えますと、私はそう甘いものではないと思う。増産も予想しなくてはならぬとと思うのです。その点はどういうふうに指導なさるつもりであるか。大手は三千八百万トンだ、その中で操作すべきである、各会社間で操作を行なうべきである。中小は千七百万トンで操作をすべきである、第二会社はどうすべきであるといふ、確固たる基本方針がなまくてはならないと思いますが、その点はどうですか。

むしろ中小にしわ寄せられるという結果になつておりますので、この点は過去何からいたしましたと、中小にしわ寄せをして考えるということにはならないじやないかと私は思ひます。それから、ことは六百二十万トンの買い上げ、買い上げといいますか、設定いたしまして、この関係については相当中小炭鉱関係から希望がございまして、この面からする中小炭鉱の山鉱減といらものはやはり相当あると申しますので、従来のような数字で推定するとは考えません。やはり大手系列会社を除いた中小炭鉱の出炭というのが、従来よりは相当程度減るといつては、そのうえ考えておりませんので、それは自然にそういう数字になるというふうに考えます。どちらにいたしましても、大手の方の計画のしわを中小炭鉱に寄せるといふことは考えておりませんが、従来よりは相当程度減るといつては、またそういうふうに計画しましても、実際問題としてはしわ寄せにならないといふのが過去の実績でござります。

形式的な分け方については、系列会社の方は中小炭鉱の方に入れて考えるといふことにならざるを得ないと思います。ただ実質的には、そういうものも含めて大手が生産調整をする場合にはすべきものである。こういうふうに実は考えておるわけであります。

○井手委員 そこで最初に私がお伺いしました、先般岡田委員からの要求による第二会社、粗鉱炭鉱の資料はいつお出しになりますか。きょうまでこの合理化法関係の質問を終わるようありますが、ぜひその資料がほしいのです。

○今井(博)政府委員 岡田委員の御要求の資料につきましては、一応取りまとめまして岡田委員のところへ御相談に上がつたのであります。第二会社の関係の資料、それから大手の系列事業といいますか、大手がどういう炭鉱以外の仕事をやっておるかという点の資料につきましては、これは非常に、詳細に出せば出すほどいろいろ差しさわりがございまして、会社の方もそれをそのまま出せということについては非常に——そういたしますと、ほんとうの詳細な数字が出てこない点もございまので、一応その点は資料要求の中からとつていただきよくうに御相談いたしまして、実は岡田委員の御了解を得ておる次第であります。非常にばく然たる資料だと、これはまた役に立ちませんし、あまり詳細にわたりますと非常に誤解を生む点もございますので、この点はもしゃ必要でございましたら、持つて上がっていろいろ御説明する、こうしたことにしていただきたいと思います。

○井手委員 事情はわかりました。ただ、第二会社なり粗鉱炭鉱なりといふ

ものの最近の性格は、非常に変わつておるのであります。この点は、先般満井委員からもいろいろと質問がございました。私の郷里の周辺でも、非常に著しい例が住友系の炭鉱にござります。ここでは公にすることは遠慮いたしました。私は、今般の石炭対策にももちろんその一環として載せられておりましたが、これはきわめて惡意に満ちたと申しませんが、石炭合理化切り抜けの脱法行為で、今まで相当の待遇を与えておった炭鉱が、實際は賃金は坑内夫で一万一千円弱、それからいろいろ差し引きますと手取り一万元、それは生活ができませんので、哀訴嘆願して二時間の時間増し、時間外労働を最近やつて、やつと一万三千円程度の収入になつているといふこと、福利施設といふものがほとんどなくなつたということ、こう考えて参りますと、その後炭鉱はものと労務費の、あるいは福利費の半分程度で上がつておるということも言ひ得られるのであります。そこのうのが意識的にあちらこちら起つておる。その点、第二会社、租鉱炭鉱については十分御検討願いたいと思います。

て、あと一年はどうもその法律はなくなつておる、またその法律を一年延長するといふのならば、ほんとうは初めから三年にしておいた方がよかつた。しかし、これは法律が通つたのですから、私の質問する時期がちょっとおそかつたのでやむを得ませんけれども、足並みをそろえておいた方がよかつたのではないかという感じがするので、その点まず指摘しておきます。

次は、今後合理化の計画といふのは、山をつぶすのに三つの方式が進行していくわけです。今までの旧買い上げの合理化方式と、今われわれが審議をしている新しい交付金を交付する合理化方式と、それから八谷さんの方の鉱山保安臨時措置の三つが進行するわけです。そこでこういう三つのものは全部、事務が田口さんの方で行なわれることになるわけです。今まで田口さんの方の事務が、たった一つの今までの買上方式ではどうも進まない、なかなか事務がうまく進捗をしないといふことで、おそらく新しい保安関係の合理化と新方式が出たと思うのです。しかし、依然として今までの買上方式といふことは進行しつつあるわけです。そうしますと、今までのものはやらなければならぬ、新しい方式が出てくる、鉱山の保安の方が出てくる、こうなりやうとしたのだと改定をやつたのだと、一体今の合理化事業団の事務能力、機構等で応接いとまなきこの合理化の進行が——あなた方は事務の簡素化と能率化のためにこういふ改定をやつたのだとお答えなさい。

田口さんの方のお答えも、この際あわせてお聞きしてみたいと思ひます。

○田口参考人 ただいまの石炭局長の御答弁になお付隨いたしまして、私から関連事項について御答弁申し上げます。

○澁井委員 今井さんの御答弁では、新方式でやるといふ複雑なこと

がなくなつて、非常に簡単になつたのであります。百二十万トンの新評価方式は、ほとんど事務の関係からは差しつかえないであろうといふ見通しをただいま持つておるわけでござります。

○澁井委員 今井さんの御答弁では、新方式を希望しておるようでござります。ただ最近の情勢から見ますと、このうちの少なくとも半分は新方

式を希望しておるようでござります。ただいま澁井委員からお話をございましたように、この三十七年度は、三つ

の買取方式がござりますので、事業団をしておられました。

○澁井委員 この点は確かに新方式でござりますが、この点について事務量が非常に増加するというふうには実は考

えておりません。従つて、問題はやはり新しい方式の整理と従来の整理方式

といふものが重なつた場合に、事業団の事務量が一体どうなるか、こういう点が一番問題かと思ひます。この点

は、従来の買上げの関係は、当初の計画では六十万トンといふものが三

十七年度に持ち越された、しかもこれ

は従来からも申請が出ておりまして、

防ぐために、あらかじめいろいろな手

を打つておるわけであります。

第一は、旧方式の残でございますが、

かじめ保安の悪い山といふものは一応

予定はいたしております。これにつ

いては特に調査ないし勧告を進めてお

りますので、この点について事務量が

非常に増加するというふうには実は考

えておりません。従つて、問題はやは

り新しい方式の整理と従来の整理方式

といふものが重なつた場合に、事業団

の事務量が一体どうなるか、こういう

点が一番問題かと思ひます。この点

は、従来の買上げの関係は、当初の

計画では六十万トンといふものが三

十七年度に持ち越された、しかもこれ

は従来からも申請が出ておりまして、

防ぐために、あらかじめいろいろな手

を打つておるわけであります。

第一は、旧方式の残でございますが、

かじめ保安の悪い山といふものは一応

予定はいたしております。これにつ

いては特に調査ないし勧告を進めてお

りますので、この点について事務量が

非常に増加するというふうには実は考

えておりません。従つて、問題はやは

り新しい方式の整理と従来の整理方式

といふものが重なつた場合に、事業団

の事務量が一体どうなるか、こういう

点が一番問題かと思ひます。この点

は、従来の買上げの関係は、当初の

計画では六十万トンといふものが三

十七年度に持ち越された、しかもこれ

は従来からも申請が出ておりまして、

防ぐために、あらかじめいろいろな手

を打つておるわけであります。

第一は、旧方式の残でございますが、

かじめ保安の悪い山といふものは一応

予定はいたしております。これにつ

いては特に調査ないし勧告を進めてお

りますので、この点について事務量が

非常に増加するというふうには実は考

えておりません。従つて、問題はやは

り新しい方式の整理と従来の整理方式

といふものが重なつた場合に、事業団

の事務量が一体どうなるか、こういう

点が一番問題かと思ひます。この点

は、従来の買上げの関係は、当初の

計画では六十万トンといふものが三

十七年度に持ち越された、しかもこれ

は従来からも申請が出ておりまして、

防ぐために、あらかじめいろいろな手

を打つておるわけであります。

第一は、旧方式の残でございますが、

かじめ保安の悪い山といふものは一応

予定はいたしております。これにつ

いては特に調査ないし勧告を進めてお

りますので、この点について事務量が

非常に増加するというふうには実は考

えておりません。従つて、問題はやは

り新しい方式の整理と従来の整理方式

といふものが重なつた場合に、事業団

の事務量が一体どうなるか、こういう

点が一番問題かと思ひます。この点

は、従来の買上げの関係は、当初の

計画では六十万トンといふものが三

十七年度に持ち越された、しかもこれ

は従来からも申請が出ておりまして、

防ぐために、あらかじめいろいろな手

を打つておるわけであります。

第一は、旧方式の残でございますが、

かじめ保安の悪い山といふものは一応

予定はいたしております。これにつ

いては特に調査ないし勧告を進めてお

りますので、この点について事務量が

非常に増加するというふうには実は考

えておりません。従つて、問題はやは

り新しい方式の整理と従来の整理方式

といふものが重なつた場合に、事業団

の事務量が一体どうなるか、こういう

点が一番問題かと思ひます。この点

は、従来の買上げの関係は、当初の

計画では六十万トンといふものが三

十七年度に持ち越された、しかもこれ

は従来からも申請が出ておりまして、

防ぐために、あらかじめいろいろな手

を打つておるわけであります。

第一は、旧方式の残でございますが、

かじめ保安の悪い山といふものは一応

予定はいたしております。これにつ

いては特に調査ないし勧告を進めてお

りますので、この点について事務量が

非常に増加するというふうには実は考

えておりません。従つて、問題はやは

り新しい方式の整理と従来の整理方式

といふものが重なつた場合に、事業団

の事務量が一体どうなるか、こういう

点が一番問題かと思ひます。この点

は、従来の買上げの関係は、当初の

計画では六十万トンといふものが三

十七年度に持ち越された、しかもこれ

は従来からも申請が出ておりまして、

防ぐために、あらかじめいろいろな手

を打つておるわけであります。

第一は、旧方式の残でございますが、

かじめ保安の悪い山といふものは一応

予定はいたしております。これにつ

いては特に調査ないし勧告を進めてお

りますので、この点について事務量が

非常に増加するというふうには実は考

えておりません。従つて、問題はやは

り新しい方式の整理と従来の整理方式

といふものが重なつた場合に、事業団

の事務量が一体どうなるか、こういう

点が一番問題かと思ひます。この点

は、従来の買上げの関係は、当初の

計画では六十万トンといふものが三

十七年度に持ち越された、しかもこれ

は従来からも申請が出ておりまして、

防ぐために、あらかじめいろいろな手

を打つておるわけであります。

第一は、旧方式の残でございますが、

かじめ保安の悪い山といふものは一応

予定はいたしております。これにつ

いては特に調査ないし勧告を進めてお

りますので、この点について事務量が

非常に増加するというふうには実は考

えておりません。従つて、問題はやは

り新しい方式の整理と従来の整理方式

といふものが重なつた場合に、事業団

の事務量が一体どうなるか、こういう

点が一番問題かと思ひます。この点

は、従来の買上げの関係は、当初の

計画では六十万トンといふものが三

十七年度に持ち越された、しかもこれ

は従来からも申請が出ておりまして、

防ぐために、あらかじめいろいろな手

を打つておるわけであります。

第一は、旧方式の残でございますが、

かじめ保安の悪い山といふものは一応

予定はいたしております。これにつ

いては特に調査ないし勧告を進めてお

りますので、この点について事務量が

非常に増加するというふうには実は考

えておりません。従つて、問題はやは

り新しい方式の整理と従来の整理方式

といふものが重なつた場合に、事業団

の事務量が一体どうなるか、こういう

点が一番問題かと思ひます。この点

は、従来の買上げの関係は、当初の

計画では六十万トンといふものが三

十七年度に持ち越された、しかもこれ

は従来からも申請が出ておりまして、

防ぐために、あらかじめいろいろな手

を打つておるわけであります。

第一は、旧方式の残でございますが、

かじめ保安の悪い山といふものは一応

予定はいたしております。これにつ

いては特に調査ないし勧告を進めてお

りますので、この点について事務量が

非常に増加するというふうには実は考

えておりません。従つて、問題はやは

り新しい方式の整理と従来の整理方式

といふものが重なつた場合に、事業団

の事務量が一体どうなるか、こういう

点が一番問題かと思ひます。この点

は、従来の買上げの関係は、当初の

計画では六十万トンといふものが三

十七年度に持ち越された、しかもこれ

は従来からも申請が出ておりまして、

防ぐために、あらかじめいろいろな手

を打つておるわけであります。

第一は、旧方式の残でございますが、

かじめ保安の悪い山といふものは一応

予定はいたしております。これにつ

いては特に調査ないし勧告を進めてお

りますので、この点について事務量が

非常に増加するというふうには実は考

えておりません。従つて、問題はやは

り新しい方式の整理と従来の整理方式

といふものが重なつた場合に、事業団

の事務量が一体どうなるか、こういう

点が一番問題かと思ひます。この点

は、従来の買上げの関係は、当初の

計画では六十万トンといふものが三

十七年度に持ち越された、しかもこれ

は従来からも申請が出ておりまして、

防ぐために、あらかじめいろいろな手

を打つておるわけであります。

第一は、旧方式の残でございますが、

かじめ保安の悪い山といふものは一応

予定はいたしております。これにつ

いては特に調査ないし勧告を進めてお

りますので、この点について事務量が

非常に増加するというふうには実は考

えておりません。従つて、問題はやは

り新しい方式の整理と従来の整理方式

といふものが重なつた場合に、事業団

の事務量が一体どうなるか、こういう

点が一番問題かと思ひます。この点

は、従来の買上げの関係は、当初の

計画では六十万トンといふものが三

十七年度に持ち越された、しかもこれ

は従来からも申請が出ておりまして、

防ぐために、あらかじめいろいろな手

を打つておるわけであります。

第一は、旧方式の残でございますが、

かじめ保安の悪い山といふものは一応

</

で措置は終わっておりますので、それ以上の分を、すれ込みは別としまして、この方式で買い上げるということは、制度としてはできますが、予算措置としてまではございません。

○滝井委員 これは森さんに尋ねることになるわけですが、法律があつて、そしてそれを希望した場合に、政府はやらぬというわけにいかぬと思うのですよ。ことしはやらなくても、来年はやらなければならぬことになるとと思うのです。私は合点がいかないのは、新方式でもいいと思うのです。しかし、新方式というのは底抜けなんですよ。しりが抜けているのです。被害者というのは、私はいろいろあとで全部詰めていきますが、もう泣かなければならぬ。行くところがないのです。筑豊炭田から石炭政策などの撤退作戦をとり始める。そして、たとえば一億なら一億の交付金をもらつたら、その中で資金から退職金から鉱害から、全部片づけなさい、こうなると、もし一億五千円の未払い賃金、鉱害、退職金があるとすれば、五千万円は鉱業権者が出さなければならぬ。ところが一山一社というようなことで、もうこれから筑豊炭田を引き揚げていく。大手ならともかくとして——大手でも同じですが、これが、この前私は言つたんですが、たとえば大手の炭鉱で、筑豊炭田全部引き揚げてしまふ。そうすると、その一億の金を投げ出して田口さんのところに預けて、あとはしり食らえ観音で逃げてしまつたということになれば、被害者は東京まで来なければならぬことになる。これでは、あとでいろいろ質問しますが、困ることになるわけです。そこで当然、これは旧方式といふのが法律に残つておるのであるから、旧方式

のものが新方式に移るということは自由だが、同時に新方式から旧方式に移ることも自由でなければならぬと思うのです。その両者が自由自在に、法律が残つておるのにやれない、それだから旧方式は全部削除されてしまったらしい。法律が残つておるのに、政府として予算措置をしないということはないと思うのです。だから、そのあとの方はまたやりますが、そこを一つはつきりしておいていただきたい。

○今井(博)政府委員 先ほど田口さんからお答えになりました百八十万トンですが、申し込みがあるというお話をございますが、これは別に受け付けたわけではありませんんで、その六百三十万トンといふのは、石炭合理化審議会に諮りまして、この方式で買上げるのは六百三十万トン、こういふうちにきまってござりますので、それをさらにふやすという措置でも講じない限りは、これに対しては受け付けるというわけにいかぬわけです。従つて、申し込みはあつたけれども、田口さんの方では別にそれを受け付けられたわけではないのです。

それから六十七万トン残つておりますが、この六十七万トンにプラスずれ込み、これを合わせまして、これは新方式でいいか、あるいは従来の方式でいいかは、申請者の一応自由意思によつてどちらへでもいける、こういうことになると思います。

○鴻井委員 新方式でいいか、旧方式でいくかは自由だ、こうなるわけですから、そななりますと、われわれ被害者はどういふことになるか。鉱業権者はに向かつて、あなたは新方式ではだめだ、旧方式でおいでなさい、こう言う権利があるわけです、国民としては。

そうして旧方式にいつた場合に、国が予算を組まぬといは法はないといふのです。國は毎年一定の、たとえば今十七万トンと三十六年度からずれ込めてきたプラス・アルファ、それと田口さんのお言葉の旧方式で申し込んでいる百八十万トンの中の八十万トンは、まだ意思表明をしていないわけです。八十万トンあるのでしょ。そうすると、百四十七万トンといふものにプラス・アルファを加えたものがあるわけですよ。従つて、このものに対する予算措置は、最小限度政府は講じておかなければならぬ。少なくともことし三十七年度に組めなければ、三十八年度はそのワクを組まなければならぬ。石炭節減業合理化審議会が言つたつて、国会がそういう要求をすれば、国会は最高の機関ですから、当然やらなければならぬのですよ。立法院がそういう要求をすれば、政府としては当然——法治国家ですからね。法律が死んでしまえば機関ではあります。これはやつておいてもわぬことですよ。これはあとでいろいろ質問しますが、あとでめんどうなことが起つてくるわけですよ。だから、この点政府は一つここで——政府の諮問機関なんかは、われわれは一応ここでは問題外ですかから、国会における議員と政府との關係で、政府がそりやるかどうかといふことをさえ言明しておいてもらえます。改正をおやりになれば、またそれはいいわけです。それでなければ、この法律の中で旧方式全部削除されればいい。もう三十八年度からは条項は死にます、旧方式のところは死にますといふ改正をおやりになれば、またそれはそれで話がわかりますよ。しかしそれを残しておいでになるから、残しておいでになるならば、その予算はつけなければならぬのですよ。これはあとで

大臣が来てから大臣に答弁いただい
いいですが、森さん、当然そらなる
しょう。法律が残つておるのに、そ
条文だけを勝手に死なせるといわ
にはいかぬですよ。

○今井(博)政府委員 来年度もその方
来の方式を残しましたのは、従来か
受け付けておるその六十七万トンを
十七年度で買い上げるということと
なつておりますので、その関係におき
まして、従来の規定を実は残したのを
あります。従つて従来の買い上げによ
る方式は、この六十七万トン、プログラ
三十六年度のずれ込み分だけ、その後
のものは新方式で全部処置する、ことと
いう考え方でござりますが、ただその
六十万トンの分につきまして、新
方式でやりたいという場合には、その
方式によつてもいいということをごぞ
いまして、従来の買い上げの分を六十
七万トン以上にふやすという考え方
は、政府としては持つておりません。

○瀧井委員 そうすると、こととは土
十七万トン残つたから仕方がない、一
かし来年からはもうやらないのだ、こ
ういうことなんですね。三十八年度か
らやらないのだということでしょう。
それじゃ鉱業権者、被害者にどれが一
番得かといふことを一つ御説明願いた
いと思います。今までの旧方式における
トントン当たりの買い上げの基準と、保
安措置法のトントン当たりの買い上げの基
準と、新方式によるトントン当たりの買
い上げの基準、この算出の仕方をここで
一つ説明してみて下さい。そうする
と、それが一番いいかによつて、鉱業
権者なり被害者は私は選択の自由を持
たせてもらわなければならぬと思つ
た保安のときはこれは命令ですから……

○今井(博)政府委員 第一の保安関係は、これはむしろ保安不良の炭鉱に対して一日も早く処置しなければいかぬという観点で、買い上げとかそういうふうな考え方ではなくて、これはもう価値がない、しかし未払い賃金とか、鉱害についていろいろ社会的な摩擦が起きちゃいかぬということを、もうその部分を考えまして六百円という数字を実ははじいたわけでございまして、これはむしろ特殊な問題だ、こういうふうにお考え願いたいと思います。

それから新しい方式と従来の方式との差は、従来の方式は鉱業権にプラスいろいろな鉱業施設を買い上げるということで、平均いたしますとトン当たり千三百円という実績に大体なっておられます。これに対しまして、新方式では鉱業権の買い上げは、これはやや専門的になりますが、ホスコルド方式といふもの有用いまして、鉱業権はトン当たり八百円という数字をはじめました。それに坑道の評価といたしまして、坑道を三百円、合計いたしましてトン当たり千百円、こういう数字をはじいたわけであります。従つて、これは買い上げではございませんので、鉱業権を抹殺する、抹消することに対する整理交付金という形において事業団から交付する。従つて、従来買ひ上げおりましたような鉱業施設、これは機械とか住宅とかそういうものがございますが、それは鉱業権者が自由に处分していく、こういうことに相なるわけでございまして、従来の方式が買いてあるといふことと、今回のやり方は整理交付金である、こういう性質から当然そういう差が出てくると思いまます。

○滝井委員 それならば、旧方式で鉱業権だけを出したら幾らです。

○今井(博)政府委員 同じく八百円といふ数字をはじいておられます。

トン当たりで二百円ですからこれは相当な違いになつてくるわけです。そうすると、鉱業権者としては一体どつちを望むかといふと、多い方がいいと思

うわけです。これは一年生でもわかると思う。千三百円と千百円どっちがいい

いかといえは、千三百円の方が多いことはこれはもうきまつている。しかも一千三百円の場合、金が多いため、今

三月の場合は全くない。一度は合理化事業団というものがあって、その裏づけをしてくれるんですから、

これはもうますますいいわけです。ところが今までそれが買い上げの陸路に

なつておつたから、これをはずをうと
いうわけでしょう。それならば一体被
害者はどうなるんだ、う二三こ

書者はどうなるんだ。こういふことはなるわけです。

すけれども、伊藤さんが大臣が見えた
らやるという約束で、ちょっと中断し

ますが、ちょうど大事なところに来て
おりますから、大臣の御見解をお伺い

しておかなければならぬのは、今度この合理化法が通りますと、三つの方式で山をつぶしていくのです。一つは

八谷さんの方の所管の鉱山保安の臨時措置法でトン当たり六百円で山をつぶ

すわけです。それからもう一つは、今まで田口さんの方でおやりになつて

おつた買ひ上げの方式だと、トン当时的千三百円で山をつぶすわけです。今度新しく出る今井方式では——今三人おるから……。今井方式では千百円、

業権者はどちらを選ぶかというと、千三百円を選ぶわけです。そこでことは六十七万トントン、プラス三十六年度からずれてくるわけです。そこでとこは六十七万トントンを予算措置しておるわけです。しかるに、合理化法で依然として旧買い上げの方の法律は残つておるんだから、三十八年度においても鉱業権者なり被害者が一致して、あるいは労働者も一致して旧方式をやつてくれ、こういつることになつてくる。旧方式はやりますかと言ふと、いやもう旧方式はやりませんとおっしゃる法治国家で法律が残つておるのにやらぬのはおかしいじゃないかと言うと、いやいや、石炭合理化審議会の方でそういうことになつておりますから、こうおっしゃる。しかし、合理化審議会は諮詢機関なんだから、国会がそれをやつてくれといふことになれば、当然法治国家であり、國權の最高機關がその要求をすれば、政府としては予算措置をすべきであると思うが、今井さんの方はやらないと言つてしまふ。それはけしからぬと言つておる。なぜならば、千三百円の方がお得なんです。被害者にとっても、鉱業権者にとっても、労働者にとっても得なんですね。未払い賃金その他ワクを庶民はよけいにくるのですから……。だから、政府が千百円と千三百円どちらでも自由にお選び下さいといふなら、それはやむを得ぬわけです。しかしこれは筋が通りませんよ。こう言つているのです。

が、鉱業権並びに坑道、これについていは旧方式も新方式も同じ値段だ。問題は残っている鉱業施設を当方が買いたい取るか、自由に処分するかという問題じやないか、かよろしく思いますが、今まで申し上げましたように、新方式でも鉱業権は八百円、坑道は三百円、これは旧方式の買い上げ方式でも鉱業権は八百円、坑道は三百円といふことでござります。その対象になりますものが鉱業施設そのものですから、これはやはりそこに選択の自由があつてしまるべきじやないか、かよろしく思います。

○鶴井委員 その場合に、なるほど鉱業の施設を買ひ買わぬの問題もありますが、そのほかにもう一つ、連帶責任の問題があるわけです。新方式では、国が連帶責任は負わないのです。しかし、國というか合理化事業団ですか、旧方式では連帶責任を負うのです。だから三千三百円と金が多い上に、連帶責任がついているわけです。片一方は金が少ないと連帶責任はない。だから、これは逆にならなければならぬ。もし連帶責任を負わないとするならば、この金をふやさなければならぬ、千三百円を千五百円くらいにしなければ、話は通らぬわけです。ところが金を少なくして、連帶責任はない。そしたら、この金をふやさなければならぬ。もし連帶責任を負わないとすると、一切の責任は田口さんの方に行くのですから、田口さんの方の仕事は表面的には簡単になつておるけれども、これは今度は越すに越されぬ田原坂が出てくるのですよ。だから政策としておやりになるならば、千百円を一千五百円にしなければいかぬ。そちらると、田口さんの責任を解除しておつてても金目が多くなりますから何とかやりくりがつく。ところが金は少なくして

責任は解除するといふなら、しり抜けで、これは僕ら納得できないことになりません。特にこういう鉱害を専門的にやつた僕として、こんなばかなことはない。通産大臣、今あの筑豊炭田の引き揚げのあと現地の鉱害の処理の問題をやつてござんなさい。こんなものは、弁護士ももうけにならぬからだれもやらぬ。全部われわれ議員に譲ることですよ。金を多くして、そうして責任を解除するといふなら、これは話がわかる。金を少なくして連帯責任が願がくるのですから、これは大へんなことですよ。金を多くして、そうして誰さんに、こういう方式ですよと言つたら、私は知りませんでしたが、そんななかつたら、これくらいのことはない。だから、このごろ私が麻生太賀先生に、いいことありますか、教えてもらいましてありがとうございますと、鉱業権者がお礼を言ふくらいなんだから……。

しかし、鉱業権や坑道の補償価格を算定するといふものは、これは別にあるべきものじゃない、今までやらなかつたのが悪かったのだ、実はこういうことが言える。そうすると、非常に気の毒な給与の未払いであるとか、あるいは鉱害の復旧だと、そういうものはむしろ先取りさすべきじゃないか、こういう議論が今回的新方式には思想として入つておるわけでござります。だから、この行き方がいいとか悪いとかいうことでなしに、今言われるように、現実問題としてこの鉱業権八百円は安いじゃないか、あるいは坑道の三百円という評価はむちやじやないかと、いふ御議論でござりますれば、この八百円、三百円を出した基礎の、権威のある調査の結果を申し上げます。問題のは、こういうことをいたしましても、当然なすべき鉱害の復旧をやらない、あるいは賃金の未払いが残る、これを一体どうして処理するかということころに、私たちの工夫があつたのでござります。だから、ただいまのお話の筋から見ましても、買収価格をつり上げればそれができるのだと言われることは、ちょっと私、実際問題はそりかねわかりませんが、理由が十分つかない」と金額を上げるわけにはいかないのじゃないか、こう思います。

うなればだめだと言つわけです。そ
うしないで長くやつておけば、責任が田
口さんの方にくるわけですから、田口
さんの方にしりをたたかれるわけです
よ。そうすると、鉱業権者はやむを得
ず話をきめなくてはならないことにな
る。なぜならば、田口さんの方に利子
もつかないお金を預けなければならな
い。この金詰まりのときにそんな金を
早くとつてやることはない。今度の方
式はどうかといふと、これは田口さん
の方がしりをたたかないわけです。延
ばしておいてもいい。田口さんの方は
責任がなくなつたから、金を預かつて
おきさえすればいい。そうすると、鉱
業権者はのらりくらりと延ばせばい
い。被害者はどうなるかといふと、二
年も三年も、軒が傾いたり雨漏りがし
ておるから、もう百万円でなくとも、
七十万円でも五十万円でもいいわけで
す。これが今度の手なんです。佐藤さ
んは現実をよくお知りにならぬが、そ
ういうことなんです。泣く子と地頭に
は勝てぬということから、延ばせば安
く売つてしまふ。そういう形なんで
す。だから見ていてごらんなさい、六
十七万トンありますけれども、全部移
りますよ。もう田口さんの方に迷惑を
かけるようなことをやるよりも、こつ
ちへいった方がいい、そして早く投げ
出してしまった方がいい、このワクの
中で一つ処理をしましよう、そうして
ずっと引っぱればそれでいいわけなん
です。もう少しこれは具体的に入りま
すけれども、伊藤さんがおりますか
ら……とにかく大臣、こういうことが
あるということです。従つてこうなつ
てくると、ボスをはびこらせる。だれ
も鉱業権者のしりをたたくやつがいな
いのですから、鉱業権者はどんどん

引つばつていけるのですから、今まで以上にボスが出てくる。
○佐藤国務大臣 たゞいま御指摘になりますような危険が一部にある、こういうことですが、結局必要な資金をそこで握つておるということが大事なことなんでございます。今までの問題でありますと、本来の責任者である鉱業権者が行方をくらましてしまって、あと追つかけようがない、こういう場合もあるわけです。いずれにいたしましても、非常に欠点があちらこちらにありますようでござります。問題は被害者自身にも十分救いの手を出す、それが私どものねらいでございますから、この実施の状況等もまたよく見まして、さらに今言われるような非常な弊害を生ずれば、対策を立てなければならぬと思います。今まで生じた弊害はこの方式で一応除けるのじゃないか、こういふ感じで今回改正を企図いたしておりますわけでございます。ただ私どもの考え方よりも、相手方の方が知恵が回ってるといろいろなことを考へるでしょうから、本来の目的を見失わないように、私は一そく運用の面で注意して参りたいと思います。

が個人だったら、もうそこらあ
いない。岡山のあたりに行つてしまつ
ておる。笠豊炭田にいない。本人は福
岡県の教育長もやりました。こういふ
ことです。こういう実態ですから、い
わんや田口さんの方に連帶責任がなく
なつたら、もう個人はあとを追つて日
本じゅう探して回るというわけにはい
かぬ。選挙違反を捕えるよりむずかし
くなる。あとは留保しておきます。

を解決する、こういう回答でございます。

「委員長退席、始闇委員長代理着席」

そこでこれらを解決する一つの手がかりとして、権威ある調査団を作つて、その調査団の答申を待つて解決に臨みたい、こういうことを含んでおるよう思います。そこでこれらの問題を私どもの期待に沿い得るように政府が行なわれるということになれば、立法措置の問題もありましよう、あるいは強力な行政措置をとられなければならぬ。そういう点に対して、責任大臣である佐藤通産大臣は、あの回答されたらもうの重要な内容について、どういうお決意を持って、今後この炭鉱労働者の期待に沿い得るようにこれを実行するということについて、どういうお考えを持っておられるか、このことは非常に重要だと思いますから、この点を一つでくるだけ大臣が責任を持つて、それこそ権威あるお答えを願いたいと思います。

取り上げました、閣議決定を見ましょ
ゆえんのものは、当面する社会不安と
でも申しますか、そういうものを避け
たい、といふ政治的考慮から、かよくな処
置をとったわけでござります。すでに
御承知のように、石炭問題につきまし
ては、昨年衆参両院の決議等もござい
ますし、政府もこれに対応する所信も
披瀝し、予算編成に際しましてもそぞ
いう点を不十分ながら取り入れ、そ
れぞれ軌道に乗りつつある際でござい
ます。そういう際に重ねて、昨年閣
議決定いたしましたものを、さらに
内容を附加して、そともつと実のあ
る方向で閣議決定をした、こういうと
きでござります。特に、この閣議決定が
をいたしますまでの四回の状況なり環
境は、ただいま簡単御説明したよう
なものにおいて閣議決定がなされたの
でござります。今回の閣議決定の請議
大臣は大蔵大臣、通産大臣、労働大臣、
臣、三大臣がこの閣議申請をして、そ
して閣議決定を見たわけであります。
私、特に発言をいたしまして、こうい
う政策決定というものの、これについて
はぜひともこれを具現する責任がある
のだ。今回は幸いにして三大臣が請議
大臣だから各省の意見の間に食い違い
があるはずはないと思う。しかし考へ
てみると、今まで閣議決定をし、政治
の方向を示したにかかるわらず、それが
実現しないものがしばしばある。そうち
いう事柄が今回も重ねてこの種の閣議
決定をせざるを得ざるに至つたゆえん
なんだから、そこに十分思いをいたし
まして、この閣議決定の線の実現につ
いて万全を期してもらいたいのだ、こ
ういうことを実は特に発言をいたしました
のでござります。その点はあるいは新
聞などが、通産労働が大蔵省に対し

て団体交渉しているといふよな表現を、どこかで箱書きをいたしております。ですが、そういう浮いた気持では毛手ございません。それはもう真剣に取り組まなければならぬものだ、そういう意味で特に念を押したつもりでござります。御承知のように、基本的な路線といふものは変わりがなく、また関係の各方面におきましても、石炭産業の合理化、これは絶対に必要だといわれ、安定産業たらしめるのだ、そういう意気込みが強く出ております。おりますが、また、私どもが數次にわたってかような表明をいたしましたにかかわらず、今なお一部に不安がある、その不安を一掃することが必要だといふので、今回の閣議をしたわけでございますが、その不安はその声明だけでは事足らない。これはやはり現実の問題として処理されなければならない、こういう意味においての私ども政府の責任というものを、実は痛感しておるという次第でございます。そういう意味で重ねて御指摘を受けまして、政府の決意のほどをお尋ねいただいて、私大へん恐縮に存じますが、ただいま申し上げるような意味で、今回の閣議決定はそういう観点に立ちまして、責任を持つてこれの具現を期す、こういう考え方でございますので、御了承いただきたく思います。

内容を含むものはなかなか実行できなか
いのじゃないか。それでないと単に闇
議決定として、従来のことへいつ消
えたかわからないという形になつて、
また失望させというよくなことになる
のじゃないか。この点を私は心配して
おる。そういう点についての決意のは
どはいかがです。

はその予算の繰り上げ使用というか、そういうふうな形等も必要によつてはとつて、これらを実現していくといふことで、ついで決意も相当持つておられるように思ひますけれども、念のためにこの点をもう一度伺いたい。

百二十万トンの非能率炭鉱を買いつぶされ、あるいはまた合理化も行なわれてくる、あるいはまた、保安設備を十分なし得ない炭鉱は中止を命ずる。こういうこと等で相当炭量も減つてくる、あるいは離職者もそれに伴つて相当出てくるということは当然であります。そういうことのみに力を入れてきまつたらうござらぬ、所が用

にしておくということは、国家的見地からもまさに許せないことだと思ふので、こういう点に対して政府としては、石炭対策の一として積極的にこれらをやろうということをお考えになつておるかどうか、あるいは、これは鉱業法との関係を持つものであります。が、鉱業法の改正案のこととは、も

○伊藤(卯)委員 大臣のかなり責任を負ひます通り、閣議決定を具現化するためには、ときには行政措置も必要だ、あるいは立法措置も必要だ、あるいは予算措置も必要だと思います。こういう点を含めて、それぞれの機会をつかまして必要な措置を講ずるつもりであります。一部におきましては、この国会においても立法措置をしろという御意見もあるやに伺いますが、もうすでにこの国会においては予算も成立しておりますことなどをさいますので、行政措置で指導してみたい。また次の機会等におきまして、行政措置だけでは不十分だというものに対しましては、立法措置を講ずる。また今日成立を見ました予算も、実施をいたしまして、そして不足を生じた場合にさらに次の手を打っていく、かような機会をとらまえてそういう措置をとつていただきたい。こういうことを考えておるわけでござります。先ほどの閣議発言等におきましても、かような点に触れておるわけありますので、この点も御了承願いたいと思います。

実行することが第一であります。そういう意味において、計上された予算を実行に移すということをいたすもりであります。そしてなお事業等の必要から、予算の補正是あるいは拡大といふことが必要でございますれば、あるいは臨時国会等におきましてそういう措置をとることもやぶさかでございません。また予算的措置をする前に、あるいは予算には計上できないもの等については、資金的なあつせんをする。これまで政府の計画に上すように、関係省と十分相談をして参るつもりでござります。これなども、ただいままだ具体的な計画のない際でありますから、幾ら幾ら要るということは、まだ大蔵省と折衝はいたしておりません。今後この閣議決定の推進にあたりましては、そういう事態も起るだろ。だから、事前に想定されますことを申し上げ、ぜひともこれは行政の面でこういう問題が不満な方向へいかないよう、閣議決定の線で具現しよ。こういう申し合わせをいたしたわけでござります。

は、もうすいぶん長く論じられて、一向に具体的に行なわれてこない。鉱区の整理統合こそは、せつかくの国家の地下資源を有効に掘り出していくというためにはやらなければならぬことは、もう論議の余地がない。そこでそういう点から、鉱区の整理統合。それから休眠鉱区の開発であります。中にはみずからやり得ない、またやろという意思のないもので、有望鉱区を持つておるものもおられます。それからさらに一つの会社が三十年、十五年先になにしようといふ点等を積極的にやっていくといふことが、あわせて石炭の在籍一人当たりの能率を上げていく。あるいは炭価を政府が考へておる価格に沿つて値下げをしていく。そういう国民経済の全体的見地から見ても、これはぜひやらなければならぬことです。それからまた、天然自然に国の財産としてあるものを、ただ一足先に出願をしたというだけで、そういう休眠鉱区をそのまま

四年を五年もたっている。来年出します、来年出しますと言つて一向これが出でこない。そういう点から、この整理統合の問題も休眠鉱区の開発の問題も、国家的見地から解決をしなければならぬのに、一向これが解決されないでおる。こういう点等については、佐藤通産大臣は池田内閣の最大の実力者だから、あなたが一つおやりになるということは、主管大臣の一つの大重要な仕事だと思うが、こういう点に關してのあなたの考え方をお聞かせ下さい。

のある炭礦ならば、どんどん國産資源を開発すべきだ、こういうことを含んでおって、現状においては五千五百万トン以上出しても、その炭は消化されないという感じがあつて、五千五百万トンといちよくな数字を持ったのであります。私どもの見方からすれば、五千五百万トン自身も相当積極性のある数字だ、かように實は考えたのでござります。しかし、なおそれでは不足だ、こういうことでござりますので、今回の開議決定の線におきましては、特に外國炭と内國炭を置きかえ得ると考えられる原料炭の開発などを積極的にすべきだ、こういうことで開議決定もいたしております。もちろん今回之の原料炭を中心にしての新鉱開発といふものは、十分な經濟性のあるものでなければならぬことは当然でございまが、そういう意味の考え方で、労使双方の協力を得て、いわゆる安定産業たらしめるという積極的な意図を持つておることを御了承いただきたいと思うのでございます。

ところで、その具体的方法として、政府のこの意気込みに對応して、また政府のとつております、民營による石炭産業の安定産業化と、こうの觀点に立ち、しかも國家権力にあまり依存せずしてそれを遂行して参りたい、こういう政府の意図も十分御理解いただきたいと思うのでございますが、そうなりますと、ただいま御指摘になりました鉱区の整理あるいは休眠鉱区の活用などもありまして、鉱業権の整理をすると思います。ところで、これは理論の面から申しますならば大へん容易なことでありまして、鉱業権の整理をされ、あるいはこれを單一化する、これは当然のことのようになります。

が、いざ実施する具体的な問題に突入いたしてみますると、しかし理論的に簡単であるように簡単な問題ではないのであります。経営者自身もそれぞれの立場において自分のところの経営権を主張するでございましょうし、また、ときに対立するとは申しましても、組合自身もやはりこの整理統合については十分な発言権を持つておつて、なかなか一致はしがたいのであります。これは過去の例を申しますと、あるいは耳ざわりでけしからぬとおしゃりを受けたるかわかりませんが、たとえば鉄道の経営しておる志免鉄業所のあいつの問題を取り上げてみましても、しかも容易でない。経営者自身は他に譲りたいたいといふ、しかしながら組合側からいふと、それは困る。また経営者の好みなどではございません。私は石炭の合理化を進めます上から申しますと、今錯綜しておる鉱区、あるいは活動していない鉱区、そういうものに対しての開発計画が单一化されることが最も望ましい姿だ、これは通産大臣としても言い得ることでございますが、この関係が複雑多岐にわたつておる、それをいかに処理していくかということにもなりうかと思うのでございまして、そういう意味では、私どもの意図のあるところを十分御理解いただいて、労使双方それぞれの立場においての協力態勢がぜひとも望ましい、かように思いました。が第一段だ、かように考えてせつかくす。そういう観点にまず立ち、私どもの基礎的な経済問題と取り組んでおるその姿においてます解決をはかること

○始開委員長代理 伊藤さん、大臣は零時四十分に帰してもらいたいといふことがあります。今後努力して参りたい、かように思ひます。

○伊藤(卯)委員 私もそのつもりでだいぶ縮めておるわけだが、もう二点だけ簡単に……。

だんだん石炭問題を政府の間でも重視して、積極的にこの対策を立てて、いろいろとしておられることは、私もよくわかります。しかしながら、さきの閣議決定の点から見、また大臣からいろいろ意見を伺つておりまして、さて法律的に石炭の安定化を防衛してやる何ものもないわけです。従つて、石油の問題あるいは天然ガスの問題、さらにはまた、秋になれば貿易の自由化の問題、そういうものもあるの問題によつて、石炭はさらに脅かされてくることは、これは必至です。そこでやはり総合エネルギー対策を立て、そこにおいて国内エネルギーあるいは輸入エネルギー、そういうものに対するところの数量を位置づけるというか、それの数量をやはり総合対策に立つてきめていくということにならなければ、私は石炭の安定化というものはなかなかできないのではないかと思う。

そういう点から、総合エネルギー対策を立てるためにエネルギー基本法のようなものを作つて、それによってそれが、そのエネルギーの安定化といふ、あるいは価格を下げていくといふか、そして消費者への奉仕というか、そういう点が日本においても必要であることはもう議論の余地がないと思う。諸外国においてもこれらの対策を十分立ててやつておるわけでありますから、遂つて政府としても、本国会にそろい

うものが出来るか、出せなければ来たるべき臨時国会の場合にでもそれを出しますか、そういうことについての大臣のお考えはいかがです。この点を一つお伺いしておきたい。

○佐藤国務大臣 石炭問題をめぐりまることで二、三の方から御意見を伺つております。ただいま総合エネルギーの審議会を設けることも現実にはできていない状況でございますが、そこからさらに飛躍して基本法といふことになりますと、相当の準備を必要とする、かように実は考えております。ただいま基本法はやりだから、というような表現は不適当だと思いますが、よほど真剣に取り組んでいくというその気がまさから、基本法を作れという御要望だらうと思いますが、私は基本法もさることながら、実質的に内容を充実していくことがまず第一だらう、かように思いますので、十分検討に値する問題だ、かように私どもは受け取つておりますが、この国会で出せ、あるいは次の国会で出せ、かように申されまして、まだそこまでの決意には到達いたしておりません。重ねて申しますが、十分検討に値する問題だらう、かように思ふ、次第でござります。

○伊藤(卯)委員 さしあたりの問題として、通産省の中において、一石炭局でこの問題の安定化を維持しようということは、今井局長がどんな腕があつたって、これは不可能だらうと思うのです。石炭局以外はみんな石炭を消費する方だから、何でも安ければいいじゃないかということだらうと思うわけですから、やはり権威ある、それこそ力ある、総合エネルギーの対策機関をぜひ作つて、それから石炭局を

通産省の外局の燃料庁というか——そういうことは内閣として、その決意があればやれることあります。まず、総合エネルギーの基本法を作る前に、その一つの準備として、大臣の手元でやれるような 石炭局を燃料庁というか、通産省の外局として、あるいは権威ある総合エネルギー対策審議会といふか、委員会といふか、そういうものを作つて、それぞれのエネルギーの組み合わせをして安定をはかつてこうということについてのお考えはどうですか。

○佐藤国務大臣 これまた、検討はいたしてますが、ただいまその結論は持つております。

○伊藤(卯)委員 もう一点だけします。

これは問題がこまかいのですけれども、しかし全体に影響しておるし、また今後も起こつてくる問題でありますからお伺いをするのですが、これは大臣でなくともいいよな問題であります。が、大臣にやはり考え方、処置を願わなければ対策も立たぬのじやないかと思うのです。これは私のところに金丸大隈炭鉱というものがありますが、これは保安設備の關係で中止を命ぜられ、廃鉱になつた。そのために、二百三十世帯の人々がいたわけですが、このうちで百二世帯がどうもこうも生活ができないというので、生活保護を市でやってやらざるを得なくなつた。ところが、生活保護を市でやるということもなかなかつらいけれども、さらに二百三十世帯が家をあけるということで追い出された。そこで、ふろもとめる、電気もとめる、水もとめる、それで家をあけるといふことで追い出されて、行く

ところがなくて困つておるといふ問題
が、一つ起つておるわけです。

御存じだと思つたが、こういう問題に對して、たとえば今度調査團を派遣される、その調査團の中においてそういう実情を調査をしてもらひ、あるいはそれと伴つて、これらの問題の処置、解決を何とか政府としても対策を考える、そういう点について、大臣、現場のこととはわからぬわけですけれども、実情はそういう実情ですから、一つ大臣のそれらに対する扱い方の問題を承つておきたい。

法律によつて中止命令を食つておる。従つて労使の間の古い関係では解決ができない。市も全部背負い込むことはできないといふことがありますから、通常の係官にでも実情を一つ十分調査させられて、何らかそれに対する解の处置はないか、一つ十分お考えをいたい。こういうふうに思うわけです。

○佐藤国務大臣 承知しました。

○有田委員長 それでは午後一時三分より再開することとし、暫時休憩いたします。

上に、何か非常に違うところがあれば、その違うところを一つ御説明願いたいと思う。処理上の違うところを一つわかりやすく御説明願いたいと思うのです。

○今井(博)政府委員 具体的に処理する場合の差異については、田口副理事長からお答え願うことにします。

保安の方は、整理交付金を減すことには同じでございますが、あくまで保安不良の山であって、価値としては無価値のものである、そういう考え方には立つております。従つて国が鉱害とか未払い賃金等を考えまして、そういう問題の処理に社会的なフリクションができるだけ避けるという見地から、ト

くところがない。しかも、この二百三十世帯の約半分近くの百二世帯は、

生活保護を受けておる。それでとにかく二、三日うちにあけろといっておるようであります。この二つの炭鉱による、いろいろ事件が起つておる。

こういう問題といたいものは、ほかに多くは起つてくるわけがありますが、これらいう問題について、政府の命令で廢鉄にする。あるいはまたみずから廢鉄にする場合において、そこに働く従業員の処置の問題についておつた従業員の処置の問題について、やはり私は責任官庁といふものと親切に、どうするのかということについて、こういうように頭頭に迷わずならないよう何らかの処置を、事前に經營者との間に対策を立ててやる必要があると思うのです。これは一昨日か市長がやってきて、これじゃどうするともできないが、何とかしてもらわなければならぬという訴えをしてきてお

御存じだと思いますが、こういう問題に対して、たとえば今度調査団を派遣される、その調査団の中においてそういうふうな実情を調査をしてもららる、あるいはそれと伴つて、これらの問題の処置、解決を何とか政府としても対策を考える、そういう点について、大臣、現場のことはわからぬわけですけれども、実情はそういう実情ですから、一つ大臣のそれに対する扱い方の問題を承つておきたい。

○佐藤國務大臣 私のわずかな体験と申しますが、この前筑豊地域を観察いたしました際に、いわゆる問題になつておる炭住なども見たわけでございまして、が、なかなか早急に実現しない。一定期間その場所におられるることはやむを得ないといったましても、やはり炭住などを話をしておるようでございますが、ややめていくといふような立場から、修理もてきておらない。まことに惨憺たるものがある。また炭住が残つてゐます。修理その他も不十分でござります。ややめていくといふ立場から、修理もてきておらない。まことに惨憺たるものがある。また炭住が残つてゐると、そこに、雨露をしのぐといふ意味で、いつの間にか人が入つてくるというようなことがあります。たゞ、炭住処理の問題が、一つの地区の大問題となつておると思います。簡単に居住の本拠を追つ払うわけにもならないと思いますが、しかし、これはやはり期間にそれ相応の猶予期間といふものがあるだらうが、それを越して、その後の問題ということになれば、双方

法律によつて中止命令を食つておる。労使の間の古い關係では解決ができない。市も全部背負い込むことはできない。いろいろなことがありますから、通局の係官にでも実情を一つ十分調査させられて、何らかそれに対する解の処置はないか、一つ十分お考えをください。こういうふうに思うわけです。

○佐藤國務大臣 承知しました。

○有田委員長 それでは午後一時三分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

○有田委員長 休憩前に引き続き、議を開きます。

午後一時五十三分開議

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措法の一部を改正する法律案、勝間田一君外二名提出、石炭鉱業安定法案及び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措法案に対する質疑を続行いたします。滝井義高君。

○滝井委員 午前中に、炭鉱の合理化を推進する三つの方式について、特根柢的に違う点を御質問申し上げたのですが、なお引き続いて御質問申し上げます。その場合に、新しい方式と、それから石炭鉱山保安臨時措置で交付金をもらう場合と、一方は勧告を受けつぶし、一方はみずから鉱区を消さして登録をして交付金を受けるところ違います。どちらが違つておるのかさりますか。もちろんトン当たりの価格が違いますが、実際に鉱害や未払い賃のその他を田口さんの方で処理してい

つきき産を決で願う十い会置清時及化に上付け減滅にいにく金

上に、何か非常に違うところがあれば、その違うところを一つ御説明を願いたいと思う。処理上の違うところを一つわかりやすく御説明願いたいと思うのです。

○今井(博)政府委員 具体的に処理する場合の差異については、田口副理事長からお答え願うことにします。

保安の方は、整理交付金を減すことは同じでございますが、あくまで保安不良の山であつて価値としては無価値のものである、そういう考え方を立っております。従つて国が鉱害とか未払い賃金等を考えまして、そういう問題の処理に社会的なフリクションができるだけ避けるという見地から、トン当たり六百円といふ数字を算定し、無価値ではあるけれどもそういったお見舞料を出す、こういった観点が中心でございますが、このたび提案いたしております新方式の場合では、鉱業権や坑道といふようなものについての価値計算を一応考えまして、買収ではございませんが、鉱業権を抹殺して実際に事業を廃止する場合に、それに相当するものを交付金として差し上げる。こういう考え方方に立っておりますので、その点は形は似ておりますが、性質的には一つの大きな差があるわけであります。実際の処理上の措置については、田口副理事長からお答えが思うとります。

○田口参考人 大体ただいま石炭局長から御説明申し上げた通りでありまするが、ただ保安臨時措置法の方で廃止勧告を受けた炭鉱の処理と、今度の新方式とは、大体において同じでござります。評価方式も全く同様でござります。ただ違いますのは、保安臨時措置法の方で廃止勧告を受けた炭鉱の交

付金は、全額未払い賃金並びに鉱害処理に引き充てるということになつておりますが、新方式の方では、このほかに一部を留保しまして、それを一般債務に引き充てるといふことが考えられておるよう聞きました。もとよりトン当たりの鉱業権あるいは坑道についての若干の価格の差はござりますけれども、以上の通りであります。

「この表現をいたしておりますが、かくして存続期間が切れるものについては勧告をしないということでございます。これは一年以内に切れるかどうかといふところが、先ほど読み上げました文章の、その期間を延長することができないという問題にもかかってきます。現在はまだ延長していないといふ場合には、延長ができるものになりますと、一年以内に満了するということになりますと、これはひとつかかってくるわけでござります。これは一、二といふのは、ほとんど同じようなものを二つの面から書いているようになりますけれども、明確にするために、全体的に炭量が一年以内のものは勧告をしないということと、それから租鉱権の場合の一 年以内に期間満了するもの。」

それから第三点でござりますが、「当該採掘権者の採掘権または当該採掘権者の租鉱権が設定されている採掘権が石炭鉱業合理化事業団に買収されることが確実であると認められるものでないこと。」この確実に買収されることが確実だ、これはそちらの方でやつてもらうということで、保安臨時措置法の方では勧告をしない、こういう三つの点を定めておるわけでござります。この一年以内とかいうのは、これはほとんどすぐに済むようなもの、これは自然につぶれてくるわけですが、勧告というようなやり方をとる場合には、さらに存続をし、保安がずっと悪い今まで続く、こういう点を見ているわけでございま

○滝井委員 それは勧告をしない方です。省令で定める基準は以上三点であります。
○八谷政府委員 そうでござります。
○滝井委員 そろしますと、一年以続続可能ということになると、八ヵ月でも九ヵ月でもまだ山がやれるといふものは、無価値ではないわけです。されば勧告の対象にはなつても、無価値ではないわけです。そうすると、それが無価値だという概念に立つことは、ここに一つやはり問題が出てくるとうのです。
○八谷政府委員 これは、ほとんど一価値だ、一年以内でやめるというのではなくて、実際上はほとんど無価値だといふことになるわけでございまして、この保安の方では、そういう山の価値判断、割り切っているというよりも、保安の立場が悪い、こういうことからいつて、るわけでござります。しかし租鉱権すでに延長ができるようになつてゐる、あとこくわざかしかないといふのならば、予算内でやる場合に――算内といつては語弊がございますが、さらに統いていて、継続して保安が悪くなる。こういうものに勧告をするという趣旨でござります。
○滝井委員 これは私は無価値でないと思うのです。実はこういう山でももし保安なりあるいは新方式ができなければ、買ひ上げの対象にはなり得るわけです。もし新方式ができず、保安の方たといふ山が買ひ上げの対象にならぬですからね。終掘しましたといって空言をして、労働組合とやつて、そろ

で申請をしたのが、今まででは買い上げの対象になつたのです。終掘をしたところは無価値なものなんですよ。もう少しでも自分の力ではだめですといつて終掘をしておつたくせに、申請をして買上げになつてある山があるんですね。こういふものはほんとうは無価値なものなのだけれども、やつていた。ところがこの方は明らかにまだ、一年以上はないかもしだれぬけれども、一年はあるかもしねいんですよ。そうすると無価値でないわけですよ。そなたがいますとその評価が、今までの買い上げ価格の千三百円の半分でいいかどうかといふことが問題になつてくると思うのですよ。僕はこういふもの高くお買い上げなさいと言ひのではなくけれども、何かそこらあたりに彈力を持たしておかないと、政府の強力な権力によって山をつぶされた、そうするとその鉱業権者は、政府によつてつぶされたのだから、私としては鉱害なり労働者の跡始末はできませんと言わなければ、場合にはもう手の打ちようがないのですよ。この場合に、政府がつぶしたのだからあとの一切の責任は政府が持ちますよといふ、何かしりをびしっとくびつておつてくれれば、それは問題ないと思ひます。しかし田口さんが御説明になつたように、これは新方式と大して変わらないということてしまふ。なるほどトン当たり六百円のものについては全部鉱害と未払い資金に充てますということはあるけれども、半額なんですからね。今までの千三百円の半額以下なのですから、あるいは千百円に比べたつて半額ちょっととくらいですね。これは全部充てたつて不足だといふ場合に、鉱業権者にあなたが

あと未払い賃金なり鉱害なり全部持つて下さいと言つても、それは政府がつぶしたのだからわしは知らぬと言われ場合に、一体政府はこの対策をどうするのかといふ問題が出てくるわけですか。そこで政府は人命上から見ても保安上から見ても、これは非常に重大だからつぶすんです」といつて、権力で受けた前進ができないと思うのですよ。だから、これらあたりのものの考え方を——これは田口さんが全部躰始末をすることに結論的にはなつていいのですが、そういうことで一体田口さんの方で仕事ができるだらかといふ心配が僕はあるのです。その点については、新しいものも五十歩百歩です。新方式も大体五十歩百歩。しかしそれは幾分金が多いといふ点において、まあ保安よりか新方式の方が幾分金が多いだけ処理はしやすいかも知れないけれども、なお、今田口さんが言つたように、この方には、今度一般債権に対する留保部分が出てくるということになると、なお問題が出てくることになるわけです。それはあとで少し質問します。だから、これらを政府は、一体最終責任を持つるかどうかといふことです。もう保安で措置をされた炭鉱は、一億円なら一億円金を出して、未払い賃金あるいは鉱害を払つたならば——どうも終わつた法案をもう一ぺんむし返して質問するのは何ですか。けれども、しかし密接な関連が新方式とあるのですから、両方対比して質問をしておけば、非常に今後の処理がわかりいいから両方質問するわけですが、十一条をごらんになると、未払い

金賃や鉱害を弁済して、その残余があるときには、遲滞なく、通商産業大臣の承認を受けて、廃止事業者に返すことになつているわけです。これはわかるわけです。それでは残余がなかつたときには、運送なく、通商産業大臣と書いてないのです。残余のあつたときには返す、これはいいです。残余がなかつたときには一体どうしますか。それはその鉱業権者が全部責任を持つ、こうなるのだろうと思うのです。書いてないけれども、当然それはそうなるのだろうと思うのです。しかし政府から勧告を受けてやめさせられた炭鉱の鉱業権者が、残余がなかつたときに、今度は自分の家屋敷を売つて全部やつてくれるだらうかということを考えたら、これは常識論としてとてもそんはいかぬことになるわけです。今でさうでも、今の田口さんの方が連帯責任を持つておるという、事業団が連帯責任を持つておつてさえも、家屋敷を売つてやるといふことが行なわれないので、筑豊炭田では困つておる。いわんや、こりういう場合にやれるかどうか。ここらあたりの政府の確信のほどを——余つた金は返すというならば、金が余らなかつたときは一体どうしてくれますかといふ、このしりをしつかり押えてもらわなければいかぬと思うのですがね。

状では、相当社会的なフリクションをもつて、一応これは二十四条に至らざる前に、保安臨時措置法によって保安の勧告をして、そしてそれによつて起ることであろう社会的なフリクションについては、先ほど無価値であるとかなんとかいうことで、多少私も言い過ぎたと思いますが、トン当たり六百円程度の金額というものを、そういう鉱業権の対象ということではなくて、そういう社会的なフリクションを円滑に処理するという目的で、実はそういうような見舞金というふうな性質のものを考えていく、こういうわけでござります。それでは六百円といふものは一体どういふことがと申しますと、われわれは鉱山のそういう保安の不良な山は大体わかつておりますので、そういうものを相当シラミつぶしに調べました結果、鉱害の量、それから未払い賃金の量、そういうものを全国的にいろいろ調べて計算しました結果、おおむねトン当たり六百円程度という実は数字が出ましたので、そういうものをむしろ保安勧告対象の方には差し上げて、そういう社会的フリクションをできるだけ避け、保安の不良な山の閉山を促進する、こういう考え方でござりますので、この場合に、残余があれは鉱業権者に差し上げるということは当然かと思いますが、それ以上の措置についてはむしろわれわれとしては、いきなり鉱業権の取り消し処分にいく前にはやはり当事者間の契約、当事者間の関係すべて処理するという現在の鉱害処理の大原則に、そななると立ち返らざ

田のようだ、炭層が幾つもあって、しかもそれが幾つもの鉱業権者なり租鉱権者に掘られておると、どこまでがどの鉱業権者のもので、どこまでがどのはりわからぬのが多いわけですね。たとえば脱水陥落というようなものが出てきて、どこまでが滝井義高の鉱書で、どこまでが今井鉱業権者の責任かということは、その移行形態があつてさっぱりわからぬのです。従つて、保安の調査をしてこれは悪いと思ったら、あなたの方は一つおやめなさい、もうここで一つ鉱業権を全部抹消して新方式にいきなさい。これを私はやってもらいう方がいいと思う。法律を改正されるのだから、やらなければ保安でいきますよ、それはあなたは損ですよ、これで私はやってもらう方がいいんじやないかと思うのです。その鉱害やら未払い賃金のことを考えてですよ。そうしますと、これはゆとりができるわけですね。今までの山ですと、もう全掘をしましたよという山を買い上げておつたのですから、これはやはり筑豊炭田を石炭産業が撤退作戦をやるために、あとの処理ということをきつとやつて撤退してもらわなければ困るのです。池田さんじゃないけれども、工業俱楽部の屋上に行つたら、女工と炭鉱夫の胸像が立つておつた、日本の資本主義は、この二つの労働力の血とあ

ぶらと涙の上にでき上がつておるわけですよ。しかも、今炭鉱労働者を引き上げようとするときに、あとのことについても考えなければいけぬと思う。いろいろ問題が出てくると思うのです。そうしますと、これはやはり撤退作戦ですから、労働者にしても、被害者にしても、もう山が終わるというときは、最後の段階なんです。最後できちつとされないくらいしゃくにさわることは、ない。掘るだけ掘って、いときにはうんと金をもうけて栄榮華をやって、そして終わるときにさは、保安でやられました。これだけしか金がありませんからこれでやって下さいと投げ出す。その限界ですべてが終わるということは、やはり問題があると思う。投げ出して終わらせようとするとならば、最高のところで終わらせられる方がいい。だから、どうせこれは保安にかかるというならば、何月何日保安にかけますけれども、あなたがみずからこの鉱区を抹消してくるならば、一つ新方式でやってあげよう。これくらいの温情があつてもいいと思う。そうすると倍になるわけですから、やりいいわけです。しかもそれを未払い賃金なり鉱害に全部、田口さんが言われるように充てられるわけです。こうなると、残りはその場合になくていい。どうせ保安にかかつて六百円でやられるのを、千百円でやるということになれば、それだけゆとりができるくなるわけですから、鉱業権者はちつとも腹は痛まぬわけです。こういう行政指導をやり得るかどうかということです。今この段階ならば法案を修正するわけにいからぬですから、どうせ伝家の宝刀を抜

よろな炭鉱は、そろ私は問題ないと思うのです。しかし何せ、三百六十トンなり四百万吨といふものは、名もなき炭鉱から出でるのですからね。従つてそういう炭鉱は、保安の措置を受けるのは、名もなき炭鉱といつてはおかしいけれども、通産当局も知らぬような炭鉱も相当あるわけですから、そういうところが保安の勧告を受けて、行つてみると、それは未払い賃金も相当ある。それから退職金もこれだけあるのです。それから退職金もこれだけあるのです。こう言わると、これは全く証拠がないのです。証拠といふか、そうでないと否定する証拠がないという場合が出てくると思うのです。だから合理化の計画でも、保安の臨時措置法でも、実は人間の問題についてあまり書いていないのです。われわれが特に指摘したいのは、合理化に出たがる、こういふように配置転換するとか等は書くけれども、このくらいの出炭をするときには、大体こういう人間が要るんだ、これから上の人は過剰だから、こういふように配置転換するという人間の計画は、ちっとも合理化計画の中に出でていないのです。これは何と申しますか、資本主義的な合理化のやり方ですよ。それと同じように、これについても書いてないのです。そして賃金と退職金だけは何とか確保しなければならぬといふ形になつておるのです。そこで、こういう人間の問題をきちつと片づけるためには、今まで労働省はあまりにもこういう方面について私は関心が薄かつたと思うのです。そこで今度は大島さんの方も、いよいよ調査団が出て具体的な計画が出されることになる、そこで人間が犠牲になつてくる、労働者が犠牲になつてく

るという問題が出てくるのですけれども、そのときにやはり退職金なり未払い賃金といふものは、きちんと支払うができる体制といふものを作つてもらわなければならぬと思うのです。今から一つそういう準備をしておいてもらいたいのですから、それが優先的にこの金をとつてわぬと、何せ優先的にこの金をとつては残りのものを按分して、そのうち未払い賃金なり退職金に充てるものが、ほんとうに確実に、間違いくらい労働者の手に渡るような姿をとつておいてもわぬと、その金がいつの間にか鉱業権者のふところに入つてしまつて、それであとの鉱害はなかなか直らないといふようなことでは困ると思うのです。こういふ抜け道が幾らもあるのです。あなたも御存じだと思います。そういう形で未払い賃金なり退職金を支払うということになると、抜け道がたくさん出てくると私は思います。ところは、順当に資金を支払わずに見合いで見合いでてきておるんですよ。そうしてその未払いになつた労働者は、いつの間にかそこらあたりにはいなくなつてゐる。一ヵ月か二ヵ月働いては、もつて資金と退職金だけは何とか確保しなければならぬといふ形になつておるのです。そこで、こういう人間の問題をう次の炭鉱に行つておる。だからはなはだしい人は、Aという炭鉱にもBといふ炭鉱にも、Cという炭鉱にも未払い賃金を持つておるという状態があるわけです。従つて、未払い賃金を取りにこない人がおるかもしれないといふようなこともあり得るわけです。だからこういう点について、何か合理的に未払い賃金と退職金が証明できる実態を把握すること

に、一つ速急に努力していただきたいと思います。

○大島政府委員 ただいま滝井先生の御指摘の点は、非常に重要な点だと思います。ことに中小の零細な炭鉱の現状は、まさに御指摘通りであろうと思ひます。そういう点この制度の趣旨が十分生きて運用できますように、私も通産当局と十分連絡をとりましても、また地方におきましても、出先と私どもの出先と十分連絡をとりまして、ただいま先生御指摘の御趣旨のような運用をして参るよう努めたいと思います。

○滝井委員 それから、この保安の方で一千円の交付金がきて、三割を未払い賃金に充てる。そうすると残りの七百万円を未払い賃金と鉱害に按分することになるわけです。大体その未払い賃金がこれで相当程度救われることになるわけです。これは新方式についても大体同じだということです。すると、今までの旧方式では、未払い賃金や何かは、一般債権の中で一番あつたが、未払い賃金といふものはほとんど未払い賃金といふものはもつて莫大な鉱害を持つておる場合には、ほとんど未払い賃金といふものはもつて莫大な鉱害を持つておつた。もしその炭鉱に回しなつておつた。もしその炭鉱に回しなつたのですが、今度はこれが最もなかつたのですが、今度はこれが最もなかつたのです。これは新方式についても大体同じだということです。そちらは、順当に資金を支払わずに見合いで見合いで見ておるんですよ。そうしてその未払いになつた労働者は、いつの間にかそこらあたりにはいなくなつてゐる。一ヵ月か二ヵ月働いては、もつて資金と退職金だけは何とか確保しなければならぬといふ形になつておるのです。そこで、こういう人間の問題をう次の炭鉱に行つておる。だからはなはだしい人は、Aという炭鉱にもBといふ炭鉱にも、Cという炭鉱にも未払い賃金を持つておるといふ状態があるわけです。従つて、未払い賃金を取りにこない人がおるかもしれないといふようなこともあり得るわけです。だからこういう点について、何か合理的に未払い賃金と退職金が証明できる実態を把握すること

に、一つ速急に努力していただきたいと思います。

○今井(博)政府委員 ただいま御指摘になりました例は、実際ある例だと思います。これは非常に極端な悪質な経営者の場合、そういうことがあり得ると思ひます。問題は、それではそろは、炭鉱が終わったときにはもとのたんば、烟あるいは山林でもいいです

が、そういうものを貸しておるわけですが、ほんとうに確実に、間違いくらい労働者の手に渡るような姿をとつておいても、もの烟に復旧をしてお返ししますといふ一項を入れて、契約を結んでおるわけです。そしてその賃料については、反当たり一年五千円なら五千円ずつ払います、こうなつておるわけです。ところが保安にかかる費用については、反当たり一年五千円

が、

ような炭鉱ですから、あるいは新方式で買上げられるような炭鉱ですか

が、現状のまま鉱害を合理的に払う方法はございません。無資力認定

が、

いった悪質な経営者がやつておる山が、現在のまま鉱害を合理的に払う方法はございません。無資力認定

が、あなたたちでいいように思ひます。問題は、それではそろは、炭鉱が終わったときにはもとのたんば、烟あるいは山林でもいいです

が、

が、現状のまま鉱害を合理的に払う方法はございません。無資力認定

が、あなたたちでいいように思ひます。問題は、それではそろは、炭鉱が終わったときにはもとのたんば、煙あるいは山林でもいいです

が、

の問題を差つ引いた残りについては、それだけ鉱害の金がリザーブされるわけでありますから、少なくとも現状よりは一步前進する、こういう考え方方に立つておりますし、根本的解決にはなりませんけれども、現状よりはやはりそれだけ鉱害の金がリザーブされるならば、少なくとも現状よりは前進する、こういう考え方方に立つておりますが、なお根本的な問題については、実はこの保安措置法なり合理化促進法では解決できない、もつと根本的に考え方を直さなければいかぬということになります。うかと考えております。

など、もう少し疑問が出てくると思ふのです。なるほど保安にかかるようなら保安は、もうすでにそのこと自体が悪質なんですよ。そうでしょう。悪質だからなんですよ。そこで、悪質だから山は、もうすでにそのようないい山ではありませんよ。それを優先しておるわけです。それがわかつておってやらせるわけですかから、人命よりか、自分の金も負けの方に優先しておるわけです。それがあら、跡始末ができぬということは常識ですよ。そこを僕は政府に言うわけですから、それならばさいぜんのように、勧告して、新方式で行きなさい。こういうことを言つてもらひ方がいいんじゃないのか。一応、ケース・バイ・ケースでそういうこともあり得るだろうというような意味の御答弁がありましたがからそれでいいとして、それじゃその場合に今度は一千万円の交付金が来ますね。そうすると、鉛書には三つの形が出てくるわけです。まず第一に、打ち切りが出来ますね。もう私たちは打ち切つてもらいたい、こう鉛筆書きで言う人が出でてきます。これは話が早くつくわけですね。それから二番目

は、安定をしておるから臨鉱だ、こういうのが出てくるわけですね。それから、私のところは今廃止勧告でやめなければなりません、この三つの形が出てきます。ワクはきまつたのですよ、千万円。そうすると話し合いがずっと進んで、打ち切りのものが先行していくわけです。そうしますと一体次の次は不安定鉱害、こういう三つの内の分配をどうするかという問題が出てくるわけですね。いいですか、未払い金を切りが一番早い、その次は安定鉱害、その後は不安定鉱害、こういう三つの内の分配をどうするかといふ問題が出てくるわけですね。いいですか、未払い金を七百万円を未払い金と鉱害に分ける、そうすると、あとは、二百万円をさらに未払い金に回したとすると、五百萬円残る、五百万円を三つに分けるわけですね。そうすると、安定鉱害が五百万円みんなとたらどうなりますか。あとは鉱業権者が出せといふことになるでしょうけれども——そこで、田口さんの方としては、その五百万円を三つに按分をしておいてもらわないと、あとになつてから鉱業権者には私は無一文ですと言われても、どううもならぬということになるわけです。五百万円で打ち切りも安定鉱害も不安定鉱害も泣き寝入りなさいといふことに、先に引導を渡すのかどうか。次元が違うのですよ、こういう問題が出てくるわけです。ですから、この処理を新方式であろうと、同じです。今まで待てば海路の何とやらで、金がなくなりますよ、最後には日暮れとどりつ

ばると、打ち出の小づちではないけれども、金が出る。今度は金が出ないのですから、鉱業権者がどこか北海道あたりに行つて観光事業をやっておつたという場合には、そこまで追つていくわけにはいかないから、これは根本的に違つてきたわけです。そこで、この次元の違う三つの鉱害についての対策といふものと、政府はきちっと今から方針を打ち出してもらわぬと、ワクがきまつてゐるのですからね。同じワクの中で分けよといふなら、話はまたわかつてくる。賃金と鉱害と按分比例をしたけれども、それじゃ次元の違う鉱害の場合は一体どうするのか。

○今井(博)政府委員 実は確かに次元は違いますが、やはりその三つの場合のケースの当事者の同意を得て配分計画を公平にきめるということをやらざるを得ない。従つてそういう計画がきまり、同意が得られるまでは金の配分はいたさない。こういうことにならうと思います。

○鈴井委員 だからそこなんですよ。それが問題なんです。三者の合意ができるまでといふと、結局不安定鉱害が安定するまで引っぱられていくわけであります。そうすると、もう家は傾いてどうにもならないのが、泣き寝入りせざるを得ないわけですよ。復旧すれば百万円かかる。しかし、君の配分は十万円だぞ、十万円でももらえぬよりはいいじゃないか。鉱業権者も北海道に逃げて、いいのだ。こう田口さんの方から言われると、なるほどそうですか。もう十万円でもしようがないです。それじゃこの法律を作つたかいがないですよ。それではあまりかわいそうですよ。もう石炭の撤退作戦をやるというところ、百万円の本音がある、それを

十万円しかないから十万円で泣き寝入りしなさい。これは、もらわないよりちょっとと納得することができないであります。それはやはりもう一行つけ加えては私は手落ちだと言わざるを得ない。それだったら、この法案は僕らかいいですよ。いいけれども、それが修正をして、新方式でも田口さんの方が連帯責任を最後には持つのだ、大手以外には何か政府が措置をするといふような一項でも入れてもらわないことは、とても僕はのめませんよ。僕はこの合理化はのめない。こんなことをしていたら、筑豊炭田はみんな政府に押しかけてきますよ。

○森井委員 やはり小さないとどうぞ
も、浅いところを掘っているわけです。
す。保安にかかるようなところです
から。だからその分は地盤沈下が早く
て、従つて安定も早いと思うのです。
しかし、それにしてもやはり二年はか
かるのです。それはどうしてかという
と、あなたの方首を振つていらっしゃる
けれども、筑豊炭田の実態を見ると、
そんなに小さな炭鉱の横には、中少が
やつているのです。だから小さい炭鉱
が保安でやめても、脱水陥落がけつこ
う出てくるのですよ。だから、あなた
の方がこれは安定しましたといつて
も、たとえば私自身のうらなんかで
も、安定しましたと言われたんだ。と
ころが安定しましたと言われても、う
ちのへいが倒れるし、裏に大きい穴が
あいてくるのです。それをだれがした
んだといつても、だれかわからんこと
になるわけですよ。そうしますと、あ
なた方はこの法律によつて田口さんの
方の事務の進捗をはかるといふことで
お作りになつたけれども、実際は今
言つたように、三者の話し合いがき
ちつとまとまるまではその金の配分を
しないということになれば、不安定鉱
害が一体どの程度に安定をしてくるか
といふことの見さかいをつけなければ
ば、金の配分ができぬことになる。な
ぜならば、があつと、うんと沈下して
くるかもしけぬですから。そして、安
定するまでは待たなければならぬ。そ
れまでは金の配分はできぬということ
になれば、事務が進捗しないことを意
味するわけです。かえつてこれの方が
事務は長引いて、田口さんを神経衰弱
に陥れる要因になるわけですよ。だか
ら、これはどうも、今井さんたちのこ
ちらの考へになると、羨とす、ぶん意

るといふことがありますから、相当考えてありますけれども、実際から考えますと、二割か三割しか賠償ができるなかつた場合を考えると、いわゆる無過失賠償責任といふ最近の立法の動きから見ますと、後退することになりませんか。実際それは、業者は払い切つては困難でしょう。実際問題として一たん買い上げたものは、これは買いつぶすまでは、とても困難です、鉱業権者との話を進めることは、理屈はどうですけれども、実際は絶対といふほど困難ですよ。

○今井(博)政府委員 無過失賠償責任といふのは、これは鉱業権者が無過失賠償責任を負う、という意味ですか

ならぬと思います。しかし実際問題として買収された、あるいは整理され

たあとでの賠償を鉱業権者がはたして払

うか払わぬかという点は、一般の場合

はこれは払うと思いますが、極端な、

滝井先生が御指摘になりましたよな

悪質な経営者においては、そういう懸念は一応あると思います。

○井手委員 悪質でない場合も、先刻お

話があつたように、ないそでは振れないのです。そこでもう一つ、保安の

場合は、鉱業権者は六百円でしたね、

それから粗鉱権者は四百円だったと思

いますが、それで大体どれくらいの貯金と鉱害が補償される見込みでございま

すか。

もう一点お伺いしたいのは、先刻あなたは余ったものは鉱業権者に返すとおつしやいましたが、これは鉱業権を買うちうふうなことじやなくて、や

はり債務に充てるのが建前ですから、余ったものを返さずにそれを残してお

いて、過不足の場合にそれをブルし

て払うという考え方も必要ではないで

す。たとえば金銭債務が少なかつ

るので、なかなか出しきれない

のです。毎月の支拂いが少なかつ

た

た、鉱害が少なかつたという庚鉱に對

して余つたものは返す、それは筋かも

しかれども、片一方では買

い上げたために鉱害の賠償が非常に少

なかつた、金銭債務も十分ではなかつ

たといふような場合があるわけですか

たといふようなもののために保留してお

るといふような場合があることを考へる必

要はないのか、その点をお伺いいたし

たい。

○今井(博)政府委員 先ほどの返す場

合は、この十一条でもって鉱害とか未払い金の関係については十分それ

で解決されておるといふ見通しが確かに

な場合に、その残額を返すという意味

でございまして、その場合には、その

残額については返すのが当然じゃない

かと思ひます。

○井手委員 田口さん、一つ聞いてお

いてもらいたいのですが、先刻の石炭局長の答弁です。五割ないし七割のう

と、暴言を吐いておる。その点は別の

機会に追及したいと思っておるが、け

しからぬ。しかしそういったふうに一

たん買い上げて、さらに当然鉱害を予

想しなくちやならないところを除外して

おつた。その鉱害の請求が今度やつて

くる。しかしそれは予想していなかつ

たから、あらためて事業団が金を出す

とか、炭鉱側が追加して金を出すとい

うことには、実際問題としてなかなか困

難なんですよ。それでもめておるので

す。そういうことがこういう場合にど

んどん起つてくるのですから、聞い

ておるわけなんですね。そういう場合

に、炭鉱からは、ある調査の、きまつた区域の鉱害の分だけしかあなたの方

は預つていらない、炭鉱はそれだけだと

その鉱害賠償については、それは安定

な場合です。五割ないし七割のう

と、不安定鉱害を鉱害復旧すること

を建前とした鉱害賠償の金額と貯金債

務の残額を按分してやるという御答弁

でございましたから、その点はしかと

あなたの方でも記憶しておいてもらいたい。その点は一つはつきり返事をし

ておいてもらいたい。

○田口参考人 承知いたしました。

○井手委員 そこでもう一つ実は例を

申上げますが、これは長い間、七年

も八年も問題になつております杵島炭

鉱の問題です。私はこの問題は今急に

追及しようとは考へておりませんが、

さなければならぬ、炭鉱もまた出さ

なければならぬはずであるけれども、今

のかないのか、そういう認定につきま

して、相当これはあいまいなといま

すが、はつきり断が下せない、そ

うむずかしいケースが多いようござ

りますけれども、現実に国鉄では特別

産局が裁定して買い上げを行なつたの

です。今日に至つてなおもめておりま

すが、いよいよ最終段階になつてお

れていません。触られずに、通

して余つたものは返す、それは筋かも

りませんけれども、片一方では買

い上げたために鉱害の賠償が非常に少

なかつた、金銭債務も十分ではなかつ

たといふような場合があるわけですか

たといふようなもののために保留してお

るといふような場合があることを考へる必

要はないのか、その点をお伺いいたし

たい。

○今井(博)政府委員 先ほどの返す場

合は、この十一条でもって鉱害とか未払い金の関係については十分それ

で解決されておるといふ見通しが確かに

な場合に、その残額を返すという意味

でございまして、その場合には、その

残額については返すのが当然じゃない

かと思ひます。

○井手委員 田口さん、一つ聞いてお

いてもらいたいのですが、先刻の石炭局長の答弁です。五割ないし七割のう

と、暴言を吐いておる。その点は別の

機会に追及したいと思っておるが、け

しからぬ。しかしそういったふうに一

たん買い上げて、さらに当然鉱害を予

想しなくちやならないところを除外して

おつた。その鉱害の請求が今度やつて

くる。しかしそれは予想していなかつ

たから、あらためて事業団が金を出す

とか、炭鉱側が追加して金を出すとい

うことには、実際問題としてなかなか困

難なんですよ。それでもめておるので

す。そういうことがこういう場合にど

んどん起つてくるのですから、聞い

ておるわけなんですね。そういう場合

に、炭鉱からは、ある調査の、きまつた区域の鉱害の分だけしかあなたの方

は預つていらない、炭鉱はそれだけだと

その鉱害賠償については、それは安定

な場合です。五割ないし七割のう

と、不安定鉱害を鉱害復旧すること

を建前とした鉱害賠償の金額と貯金債

務の残額を按分してやるという御答弁

でございましたから、その点はしかと

あなたの方でも記憶しておいてもらいたい。その点は一つはつきり返事をし

ておいてもらいたい。

○田口参考人 承知いたしました。

○井手委員 そこでもう一つ実は例を

申上げますが、これは長い間、七年

も八年も問題になつております杵島炭

鉱の問題です。私はこの問題は今急に

追及しようとは考へておりませんが、

さなければならぬ、炭鉱もまた出さ

なければならぬはずであるけれども、今

のかないのか、そういう認定につきま

して、相当これはあいまいなといま

すが、はつきり断が下せない、そ

うむずかしいケースが多いようござ

りますけれども、現実に国鉄では特別

産局が裁定して買い上げを行なつたの

です。今日に至つてなおもめておりま

すが、いよいよ最終段階になつてお

れていません。触られずに、通

して余つたものは返す、それは筋かも

りませんけれども、片一方では買

い上げたために鉱害の賠償が非常に少

なかつた、金銭債務も十分ではなかつ

たといふような場合があるわけですか

たといふようなもののために保留してお

るといふような場合があることを考へる必

要はないのか、その点をお伺いいたし

たい。

○今井(博)政府委員 先ほどの返す場

合は、この十一条でもって鉱害とか未払い金の関係については十分それ

で解決されておるといふ見通しが確かに

な場合に、その残額を返すという意味

でございまして、その場合には、その

残額については返すのが当然じゃない

かと思ひます。

○井手委員 田口さん、一つ聞いてお

いてもらいたいのですが、先刻の石炭局長の答弁です。五割ないし七割のう

と、暴言を吐いておる。その点は別の

機会に追及したいと思っておるが、け

しからぬ。しかしそういったふうに一

たん買い上げて、さらに当然鉱害を予

想しなくちやならないところを除外して

おつた。その鉱害の請求が今度やつて

くる。しかしそれは予想していなかつ

たから、あらためて事業団が金を出す

とか、炭鉱側が追加して金を出すとい

うことには、実際問題としてなかなか困

難なんですよ。それでもめておるので

す。そういうことがこういう場合にど

んどん起つてくるのですから、聞い

ておるわけなんですね。そういう場合

に、炭鉱からは、ある調査の、きまつた区域の鉱害の分だけしかあなたの方

は預つていらない、炭鉱はそれだけだと

その鉱害賠償については、それは安定

な場合です。五割ないし七割のう

と、不安定鉱害を鉱害復旧すること

を建前とした鉱害賠償の金額と貯金債

務の残額を按分してやるという御答弁

でございましたから、その点はしかと

あなたの方でも記憶しておいてもらいたい。その点は一つはつきり返事をし

ておいてもらいたい。

○田口参考人 承知いたしました。

○井手委員 そこでもう一つ実は例を

申上げますが、これは長い間、七年

も八年も問題になつております杵島炭

鉱の問題です。私はこの問題は今急に

追及しようとは考へておりませんが、

さなければならぬ、炭鉱もまた出さ

なければならぬはずであるけれども、今

のかないのか、そういう認定につきま

して、相当これはあいまいなといま

すが、はつきり断が下せない、そ

うむずかしいケースが多いようござ

りますけれども、現実に国鉄では特別

産局が裁定して買い上げを行なつたの

です。今日に至つてなおもめておりま

すが、いよいよ最終段階になつてお

れていません。触られずに、通

して余つたものは返す、それは筋かも

りませんけれども、片一方では買

い上げたために鉱害の賠償が非常に少

なかつた、金銭債務も十分ではなかつ

たといふような場合があるわけですか

たといふようなもののために保留してお

るといふような場合があることを考へる必

要はないのか、その点をお伺いいたし

たい。

○今井(博)政府委員 鉱害のケース

の方に鉱害の責任があるというふうな

判断が下りました場合には、これは當

然鉱業権者が出すべきものだと思って

おります。事業団が買収した場合に

は、これは事業団が連帯責任を持つて

おりますから、鉱業権者並びに事業団

の連帯責任だと思います。問題はケー

スによりまして、はたして鉱害である

のかないのか、そういう認定につきま

して、相当これはあいまいなといま

すが、はつきり断が下せない、そ

うむずかしいケースが多いようござ

りますけれども、現実に国鉄では特別

産局が裁定して買い上げを行なつたの

です。今日に至つてなおもめておりま

すが、いよいよ最終段階になつてお

れていません。触られずに、通

して余つたものは返す、それは筋かも

りませんけれども、片一方では買

い上げたために鉱害の賠償が非常に少

なかつた、金銭債務も十分ではなかつ

たといふような場合があるわけですか

たといふようなもののために保留してお

るといふような場合があることを考へる必

要はないのか、その点をお伺いいたし

たい。

○井手委員 田口さん、一つ聞いてお

いてもらいたいのですが、先刻の石炭局長の答弁です。五割ないし七割のう

と、暴言を吐いておる。その点は別の

機会に追及したいと思っておるが、け

しからぬ。しかしそういったふうに一

たん買い上げて、さらに当然鉱害を予

想しなくちやならないところを除外して

○澁井委員 そのときに一般債権が優先しますか。また、その三割ないし五割の残った一般債権の配分分について、鉱害の被害者が、百万円あったのに十万円しかもらわぬのだから、あと九十万円をわれわれももらいたいと言つても、それはもらえませんか、こう言つているわけです。

○今井(博)政府委員 返済した分については、これは一般債権の対象でござりますから、その場合にはやはり公租公課あるいはそういう抵当権が事実上優先する、こうしたことになります。

○澁井委員 そうすると、この制度はますます悪くなってきたわけです。今までの買い上げ方式というのは、とにかく金を全部鉱害に充てることが最優先だったわけです。未払い賃金だってあと回しになつたわけです。ところが今度は未払い賃金、これはいいですよ。われわれも、これは優先的にもらわなければならぬ。ところが今度は、次の鉱害というものは非常に虐待されることになつて、鉱害よりも今度は一般債権の方が先になつたんですよ。一般債権の方がむしろ、今度は確実なものを三割ないし五割とすることになつた。そうすると、筑豊炭田で一筑豊炭田が一番鉱害が多いのですから、今度撤退作戦をやることになつてから、その跡始末もせずに、やる限度といふものを行い上げた限度といふものに限つて、そして終息してやろうと、いうのですから、こんな不合理なものはありませんよ。きょう通す方にいきませんよ。それでは被害者は踏んだり、けつたりですよ。これには私贊成できませんよ。されど被害者は踏んだり、けつたりですよ。これを帰つて被害者に説明したら、今度は被害者が押しかけてきますよ。炭労が押しかけてくる

だけではないし、今度は被害者が押されてくる。あとは被害者と相談しておやりなさい。悪質な山やその他は、政府としては、私的契約だからためで政府にきめていますが、そもそも下の穴を掘ることを許したのは、政府が許したことですからね。だから、無過失賠償責任といへんちくりんなことを各社が没させて、百万円も被害を与えておつて、政府からくる金といふものは、百萬円のうち十万円しかないから、十万円であろうは終わりだ、こんなばかなことはないですよ。これをわれわれが引きよう通したら、われわれは筑豊に帰れぬですよ。だから鉱業権者に対して、どんなことがあっても政府が責任を持つて、鉱業権者の財産を差し押さえも、これは全部しりぬぐいをやりります。というのなら、この法案は通りますよ。ところが、そらではない。これは今までよりあまりにも鉱業権者を優遇し過ぎている。鉱業権者が坑木屋やつたのは私的な勝手な契約です。ところが家をこわされた被害者は、全く知らぬうちに自分の下を掘られたのであります。私なんかも自分の家の下を掘られて掘り終わってしまつて、初めて自分の家の下を掘つておつたということを知つたのです。深いところを掘るときには全然わからない。そして二年か三年してから初めて鉱害が来始めるから、これはおかしいなと思つて調べてみたら、あにはからんや盗掘があつたなんということなんですから、全額を鉱害と未払い賃金に充てるといふならばいいけれども、今言つたように五割とか七割を充てて、あとは坑木その他のが優先するということなら、この法案

○今井(博)政府委員　ただいま議論がそこまで実はいつておりますんで、一般的な話を私は申し上げておつたわけなんです。ただいま御指摘になりまして、そういう留保金額といいますか、交付金額よりも鉱害の方が非常にオーバーする、こういった事例につきましては、これは一種の例外的な事例である、こう考えまして、一般的には一定割合、こういうことでありますから、そういう場合にはやはり例外的な措置として金額を補償する、こういうことも十分われわれは考えておるわけでございますから、今まで一般的な制度として、そういう割合で一応できるんじゃないかということを御説明申し上げたわけであります。

やる。こういう方式にしておいてもなかなか納得できなければ、これはとても納得できません。政府は誤植の訂正でおやりになるのは得意ですから、正誤表を出してもらつて、そらじやなかつたようにならぬ變えてもらわなければ、とても私は納得できません。よく国会はあんなものを通したと云われておるのに、こんなものを通して、われわれこれを持って帰つて説明したら、炭鉱労働者と同じように、被害者が上がつてきてすわり込みますよ。これは、撤退作戦をやらず、炭鉱が隆々と日の出の勢いのときならこういうのもいいです。われわれは鉱業権者から取り得ます。しかし今、われわれがどんなにしたつて取り得ないです。鉱業権者から取るだけの力がない。これは改悪の最たるものです。あまりにも鉱業権者に温情を持ち過ぎるんですよ。これは炭鉱のための離職金も出すわ、無利子の出世払いのような交付金も出すわ、合理化資金、近代化資金も出すわという状態で、無過失のものなら見舞金をやるんだといっておいて、被害者の方にはきわめて冷酷な、こういう片手落ちの政策じゃ困る。鉱害の被害者には農家や何か多いんだから、自由民主党の支持者が多いうんだ。炭鉱労働者は私の方だけれども。それにこんなものを持って帰つてごらんなさい。押しかけてくることになる。私は一定割合のところは、どうも条文を読んでおかしいなと思つておつたんだけれども、だんだん聞いてみるとますますはつきりしてきたので、そこは納得できません。

抹消したときに、その鉱業権者と租鉱権者には権者はどうなるのか。逆に租鉱権者には権命令が出たときに、あるいは合理化方式で買い上げてもらったときに、鉱業権者との関係はどうなるのか、これを一つわかりやすく説明して下さい。
○今井(博)政府委員 租鉱権者に保安の関係で命令が出た場合には、鉱業権者には直接関係はございません。従つて租鉱権が抹消される、鉱業権者に保安も、これは勧告はございませんが、鉱業権を抹消いたします関係上、租鉱権も当然抹消になる、こういう関係になると思ひます。それから合理化法の場合も、これは勧告はございませんが、鉱業権を抹消するという点におきましては保安と同様の関係になる、こうお考え願つてけつこうであります。

しない、こういふよろくな事例が幾多
あつたわけでござります。そういう意
味からこれに対する対策としては、法
制も万全を期すように考慮しなければ
ならないことは御指摘の通りだと思
います。

害者に対する救済なども十分な援護ができると私は確信をいたしますが、少なくとも非常な不都合は生じないような方法、その処置をとれるものじゃないか、かように考える次第でござります。ただいま実際問題の処理について事務当局からくる御説明を申し上げましたが、非常に具体的な例についてのお尋ねでございますので、この原則自身がいかにもぐらついているかのような印象を与えたことはまことに残念に思いますが、ただいまのような処置をとりまして万全を期したい、この点を一つ御了承いただきたいと思います。

○多賀谷委員 議事進行について。今滝井さんからいろいろ質疑がなされておるわけであります。これは現在の制度よりも、鉱害賠償については後退をすることは事実なんです。それで、今まで事業団がやつておりました困難な仕事を回避するという形で出てきておるのでから、これは今答弁がありますけれども、質問者は納得しておりませんんで、その取り扱いについて理事会を開いていただきたい、このことを要望いたします。

○有田委員長 それでは、暫時休憩することにして、直ちに緊急理事会を開きます。

午後三時三十二分休憩

午後三時四十一分開議

○有田委員長 休憩前に引き続きた會議を開きます。

三法案に対する質疑を続行いたします。滝井義高君。

○滝井委員 新方式の場合に、交付金の五割ないし七割を留保する。それでの五割ないし七割の中から、三割を

未払い賃金並びに退職金に最優先的に充当をする。そうするとその残りについては、鉱害とそれから未払い賃金に按分をして処理をしていく。その場合に、鉱害に充当するものは鉱業権者の納付金分に当たることになるわけですが。そうすると、五割ないし七割を充当するわけですから、あとに三割ないし五割が残る。このものが公租公課その他坑木代、火薬代とか社会保険料あるいは労災の保険料とかいろいろなものにいくことになるわけですが、それでは、さいぜんから言うように納得がいかない。その場合でも、田口さんの方で金を預かっておるんだから、最終的な鉱害の責任は私の方で持ちますということを言ってくれればいいのだが、それもなくなっている。ということになれば、今度の新方式は鉱害の被害者にとっては踏んだりけられたりで、全く納得がいかぬということなんです。そこでわれわれとしては、当然今までと同じように——未払い賃金が保安の方では鉱害に優先をする限度を定めておるわけですよ。これも一休どの程度優先するのか、おそらく二割がこの優先額になるだろうと思うのです。そろしますと、さいぜん交付金の一千万円で例をあげましたが、一千万円なら一千万円というものは鉱害と未払い賃金が最優先をする、そしてそれに充ててなるわけですよ。ほんとはそういう気持は私はお残りがあれば、これは一般債権に参りますという話ならば、まあ百歩譲つても、一定割合を先にするけれども、残りはもう未払い賃金も鉱害もその方へはもういくことはできない、こういうことになると、ちょっと納得がい

払い資金に交付金の全額というものをまず充當をして十分処理する。そしてなお残りがあれば他のものに回すといふ理解ならばよろしい、一定割合といふものは、一〇〇%の場合もあり得る、こういう考え方でよろしいかどうかということです。

○今井(博)政府委員 一般的な例として五割ないし七割の留保でわれわれども、筑豊地区等につきましては、確かに鉱害のものがそれよりもはるかに上回るという事例があるようございまして、もちろんそういう場合には全額を保留するということも当然の措置として考えております。

○荒井委員 これは大臣も間違いくらくそ理解していただけますか。

○佐藤国務大臣 ただいま事務当局からお答えいたしましたことは、これはもう先ほど私お答えいたしました趣旨と同じ趣旨でござりますので、もちろんそういうような処置をとりまして問題を起こさないようにしたい、かよろに考えております。

○荒井委員 そうすると、急いで質問を続けますが、さいぜんは、鉱業権者が保安にかかると、租鉱権は当然今度はだめになる、それから租鉱権が保安あるいは新方式でいつた場合には、鉱業権は生きておるんだといふ答弁があつたわけですね。その場合に両者はお互に同意をとらなければならないかどうかということです。それはこの合理化法では、租鉱権の放棄にあたっては、その租鉱権の放棄について採掘権者の同意が必要になつておるが、逆に今度は鉱業権者の場合は租鉱権者の

○今井(博)政府委員 むしろその逆で、ございまして、採掘権者が採掘権を抹消するといふときに租鉱権が当然に抹消になりますから、それは租鉱権者の同意が必要です。しかし逆の場合で、租鉱権を抹消するというだけの場合は、鉱業権者の同意は必ずしも必要ではございません。むしろ滝井さんの場合と遡になると思います。

○滝井委員 そうじやなくて、ここに出でおるのには、租鉱権の場合は鉱業権者の同意を必要とすると書いて、鉱業権の場合は法案その他に書いてないのですよ。だから尋ねておる。「租鉱権の放棄の場合にあっては、その租鉱権の放棄について採掘権者の同意があること。」と書いておるけれども、鉱業権の場合は書いていないのですよ。租鉱権者との同意を得るということが書いてない。だからおかしいから尋ねておるのであります。

○今井(博)政府委員 それは鉱業法の八十条で当然に必要だということになつております。

○滝井委員 そうすると、鉱業権が抹消された場合の租鉱権者の鉱害なり未払い賃金はどうなりますか。

○今井(博)政府委員 鉱業権が抹消されると租鉱権も当然に抹消されますので、従つて租鉱権者が同意をいたします場合に、採掘権者とその鉱害の問題なりあるいは賃金の未払いなりといふものの処理について、内部関係において、その同意の際にその処理についての契約が当然出てくるのが普通であらうと思いますが、ただやはり実際の内部処理が円滑にいかないということでも実際問題として予想されますので、

午後三時四十一分開議
田委員長　林總前之別名

○有田委員長 それでは、暫時休憩す
るとして、直ちに緊急理事会を開
きます。

未払い賃金並びに退職金に最優先的に充当をする。そうするとその残りについては、鉱害とそれから未払い賃金に按分をして処理をしていく。その場合に、鉱害に充当するものは鉱業権者の納付金分に当たることになるわけです。そうすると、五割ないし七割を充当するわけですから、あとに三割ないし五割が残る。このものが公租公課その他坑木代、火薬代とか社会保険料あるいは労災の保険料とかいろいろなものにいくことになるわけですが、それでは、さいぜんから言うように納得がないかない。その場合でも、田口さんの方で金を預かっておるんだから、最終的な鉱害の責任は私の方で持ちますといふことを言ってくれればいいのだが、それもなくなっている。ということになれば、今度の新方式は鉱害の被害者にとっては踏んだりけられたりで、全く納得がいかぬということなんです。そこでわれわれとしては、当然今までと同じように——未払い賃金が保安の方では鉱害に優先をする限度を定めておるわけですよ。これも一体どの程度優先するのか、おそらく三割がこの優先

かないのです。そこで、この鉱害と未払い賃金に交付金の全額というものをまず充当をして十分処理する、そしてなおお残りがあれば他のものに回すといふ理解ならばよろしい、一定割合といふものは、一〇〇%の場合もあり得る、こういう考え方でよろしいかどうかということです。

○今井(博)政府委員 一般的な例として五割ないし七割の留保でわれわれとしてはやり得ると考えておりますけれども、筑豊地区等につきましては、確かに鉱害のものがそれよりもはるかに上回るという事例があるようございまして、もちろんそういう場合には全額を保留するということも当然の措置として考えております。

○滝井委員 これは大臣も間違いなくそう理解していただけますか。

○佐藤国務大臣 ただいま事務当局からお答えいたしましたことは、これはもう先ほどお答えいたしました趣旨と同じ趣旨でございますので、もちろんそういうような処置をとりまして問題を起さないようにして、かよう

○今井(博)政府委員 むしろその逆でございまして、採掘権者が採掘権を抹消するというときに租鉱権が当然に抹消になりますから、それは租鉱権者の同意が必要です。しかし逆の場合で、租鉱権を抹消するというだけの場合は、鉱業権者の同意は必ずしも必要ではございません。むしろ滝井さんの場合と逆になると思います。

○滝井委員 そうじゃなくて、ここに出でておるのには、租鉱権の場合は鉱業権者の同意を必要とすると書いて、鉱業権の場合は法条その他に書いてないのですよ。だから尋ねておる。「租鉱権の放棄の場合にあっては、その租鉱権の放棄について採掘権者の同意があること。」と書いておるけれども、鉱業権の場合は書いていないのですよ。租鉱権者との同意を得るということが書いてない。だからおかしいから尋ねておるのである。

○今井(博)政府委員 それは鉱業法の八十条で当然に必要だということになつております。

千幾三時四十一分開議

○有田委員長 それでは、暫時休憩す
るとして、直ちに緊急理事会を開
きます。

未払い賃金並びに退職金に最優先的に充当をする。そうするとその残りについては、鉱害とそれから未払い賃金に按分をして処理をしていく。その場合に、鉱害に充当するものは鉱業権者の納付金分に当たることになるわけです。そうすると、五割ないし七割を充当するわけですから、あとに三割ないし五割が残る。このものが公租公課その他坑木代、火薬代とか社会保険料あるいは労災の保険料とかいろいろなものにいくことになるわけですが、それでは、さいぜんから言うように納得がないかない。その場合でも、田口さんの方で金を預かっておるんだから、最終的な鉱害の責任は私の方で持ちますといふことを言ってくれればいいのだが、それもなくなっている。ということになれば、今度の新方式は鉱害の被害者にとっては踏んだりけられたりで、全く納得がいかぬということなんです。そこでわれわれとしては、当然今までと同じように——未払い賃金が保安の方では鉱害に優先をする限度を定めておるわけですよ。これも一体どの程度優先するのか、おそらく三割がこの優先

かないのです。そこで、この鉱害と未払い賃金に交付金の全額というものをまず充当をして十分処理する、そしてなおお残りがあれば他のものに回すといふ理解ならばよろしい、一定割合といふものは、一〇〇%の場合もあり得る、こういう考え方でよろしいかどうかということです。

○今井(博)政府委員 一般的な例として五割ないし七割の留保でわれわれとしてはやり得ると考えておりますけれども、筑豊地区等につきましては、確かに鉱害のものがそれよりもはるかに上回るという事例があるようございまして、もちろんそういう場合には全額を保留するということも当然の措置として考えております。

○滝井委員 これは大臣も間違いなくそう理解していただけますか。

○佐藤国務大臣 ただいま事務当局からお答えいたしましたことは、これはもう先ほど私お答えいたしました趣旨と同じ趣旨でございますので、もちろんそういうような処置をとりまして問題を起さないようにして、かよう

○今井(博)政府委員 むしろその逆でございまして、採掘権者が採掘権を抹消するというときに租鉱権が当然に抹消になりますから、それは租鉱権者の同意が必要です。しかし逆の場合で、租鉱権を抹消するというだけの場合は、鉱業権者の同意は必ずしも必要ではございません。むしろ滝井さんの場合と逆になると思います。

○滝井委員 そうじゃなくて、ここに出でておるのには、租鉱権の場合は鉱業権者の同意を必要とすると書いて、鉱業権の場合は法条その他に書いてないのですよ。だから尋ねておる。「租鉱権の放棄の場合にあっては、その租鉱権の放棄について採掘権者の同意があること。」と書いておるけれども、鉱業権の場合は書いていないのですよ。租鉱権者との同意を得るということが書いてない。だからおかしいから尋ねておるのである。

○今井(博)政府委員 それは鉱業法の八十条で当然に必要だということになつております。

そういう場合には、やはり租鉱権も一緒にその整理の対象にして、これを円滑に処理するということが実際上妥当かと考えます。

○荒井義風 「これは大事なことだから、急を押しておきます。その場合に

鉱業権が保安にかかつた、あるいは新方式で抹消をされるというときには、

その子供に当たる租鉱権についても、
保安の措置なり、あるいは鉱業権の味

消を政府の方針としておやりになる、

殺すときには、一緒に殺す。こういう方針で行政指導をやつしていくと理解して

○今井(博)政府委員 極力そういう方
差しつかえありませんか。

針でやります。

の租鉱権についての交付金、それから労働者に対する離職金等は、やはり二

の法律に基づいてきちっとやつてもらひ、こゝに理窟をもつてゐる。

なる。こう理解して差しつかえないで
すね。

○今井(博)政府委員 そうでございま
す。

○滝井委員 その場合の、先ほど井手さんは四百円とかおっしゃいました

が、この租鉱権の抹消のトン当たりの代金は、保安の場合で、それから所定

式の場合で、幾らですか。

○今井(博)政府委員 保安の場合はト
ン当たり四百円、合理化による整理の

場合はトン当たり六百円であります。

○今井(博)政府委員 保安の場合が四
しょう。

百円、それから合理化法の場合は六百円、これはともに粗筋の場合で、二つ

日本では、多くは和銅材の場合でこの
います。

○**滝井委員** そうしますと、租礦権の場合は、新方式は半分になるわけです

う点についてもどちらも納得ができるまでは、今までのまま買上げるといふことはやつておりませんので、今日は、こういう方式なら租鉱権も対象にし得るということです。そういう道を開いたわけであります。租鉱権の場合は一般的に鉱業権と直接やつておる場合と違いまして、規模が非常に小さく、浅いところをやつておるわけでござりますので、施設その他についてもやはりそれだけの、小回りのきく施設が大半でございます。やはりその程度の金額が妥当かと思います。

○滝井委員 浅くて、業者が小さいだけに、実をいうと被害は大きいのです。それは総体の金額は小さいけれども、被害は大きいのです。従つて租鉱権者にとっては大へんな負担になる。租鉱権者の方は鉱業権者よりもやれないので。結局これは無資力となります。かなんとかいろいろとなるだらうと思いますけれども、無資力や何かになつたときは、これは大へんなんです。今井さんのところへお百度を踏まなければなかなかできないことになるわけですね。だから、撤退作戦をおやりになるとするならば、もう少し親心のある政策を打ち出してもらわないと納得ができない。

それから、合理化法の三十三条では、金銭の支払いを受けたる資格というのは、「買収の日以前三月以上引き続いた従事していた鉱山労働者であって、そ

の買収の日後二月以内に解雇されたため「の」で、三十日分の離職資金を出すわけですね。この買収の日というのが非常に問題になつて、はなはだしいのは、買収の日といふものがずっと二年も三年もきまらないのですから、従つて、この離職金の恩典を受ける労働者が非常に少なかつた。指摘したように、大手のこときでも、閉山をして全部の労働者を解雇しておいて、次に田口さんの方に買つてくれと出すのですから、そこには労働者はいらないわけですね。労働者は、山は炭がなくなつたから閉山するといつても、まさか合理化にかけようとは思つていなかつたのに、労働者の首を切つたあとに、閉山だ、買い上げてくれ、こういうのが出てきた。そこでわれわれは、けしからぬ、前しさかのばつて離職金を支払いなさいと言つたが、法律が買収の日となつているからどうにもならない。それを今度は三十五条の七で、「売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申請の日前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者であつて、その売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申請の日以後当該買収の日又は当該交付金の交付の決定の日後二月を経過した日までに解雇されたものに対し」離職金をやる、こうしたことになつております。そうしますと、これは前よりか幾分彈力が出たような感じがするのですけれども、大して変わらないですね。これは今までの方式では困るということではないわけです。さいぜん言つたように、閉山をして、炭はありませんといつて労働者を首切つてしまつて、そのあとでいつの間にか売つてしまふ。そうすると、お見舞金よりか少ない金をやればいいはずなのに、あに

はからんや、トン当たり千三百円で買
うのですから、こういうふうに鉱業権
者のためには至れり尽くせりの手を打つ
打つてやるが、被害者のためには何の
救済の手も打つてやらないのが、政府の
政策ですよ。だから私は、これでは
いけませんというのです。今度、保安
のことになるとますますむづかしくな
る。保安の調査に行くと、これは大へ
んだというので、労働者が右往左往す
るわけでしょう。こちらの方は、あま
りきちとしたあれがないわけです。
ね。保安の十六条の方は、「鉱業を廢
止したことにより解雇されたものに対
し、こういうことになるわけです。だ
から、この線の引き方を一体どうする
かということです。できるだけ労働者
に有利にしてもらわぬと困る、こうい
うことになる。この合理化にかかるた
めには、山がとにかく歩いておかなければ、もう閉
じ申込んで、ポンプ・アップをして
おる山は、二百万トンくらいでしょ
う。これは歩いておかなければ、ポン
プ・アップしておかなければ、もう閉
山をしてしまったようなことになつ
て、買い上げてくれないことになるわ
けでしょ。ポンプ・アップしておる
わけです。そうすると、去年かおと
し申し込んで、ポンプで水だけ揚げて
いるというところには、もう労働者は
いないわけです。ところが、申請は一
年も二年も前にしているのです。そこ
ろがこれは三ヶ月と二ヶ月だから、そ
んなものは空文になつてしまつたわけ
です。そして、一体これはだれがあら
えるかといふと、組夫です。組を作つ
ておる何々組というのがきて、ポンプ
で水を揚げていますよ。A鉱業株式会
社の労働者じゃないのです。A鉱業株

会社がやめるとき、今度は直営組というようなのを作つて、その労働者にポンプ・アップその他、保安といふのですか、撤退作戦をやる仕事をやらせるわけです。そうすると、もともとその山の労働者ではなくて、全く違つたものが、その閉山をする時点においては、前三方月、あと二方月のときにはおるわけです。その株式会社の本来の炭鉱の労働者でない人が、今度はこの離職金を受けることになるのです。こういう矛盾が出てきているのです。だから私は、こういう抜け道を防ぐためには、何か手を講じなければいけぬと思うのです。少なくとも、この山は終掘いたしましたと言つて、閉山をしたときにおつた労働者、その前三方月あるいはあと二方月におつた労働者とか、何とかこうして閉山をしたときの山の労働者に恩典を浴させなければ、とてもこれではいかぬのです。これは何回も指摘をしたのですが、まだ変えてないわけですね。これは問題がありますよと指摘をしたのです。私は福岡のあれに行って、一ぺん大げんかしたことがあるのです。労働者はみんなもらえない。もらえるのは、あとから入った組夫だけだ。こんなばかなことはない。それは大手ですよ。だから、田口さんの方に旧方式で申し込んでおった炭鉱が、今度の新しい方式にみんな変わり始めたんです。今、新しい方式に変わるという意向を示しておるもののが、百万トンくらいあります。旧方式で百八十万トンくらい申し込んでいたもののうち百万トンくらいい、もう新方式に入りたいということなんです。そうすると、何ということはない、そこに働いておつた労働者といふものは、この恩典に浴さないので

す。こういう立場がこれにはあるのです。これは労働基準法だから、当然福永さんの方に関係があるわけですよ。こういう状態ですよ。だからもう少し福永さんの方も、合理化による開山の未払い賃金、退職金、離職金の問題についても、目を光らせてもらわぬと困るわけです。通産省が石炭業者となれ合いとは言いませんけれども、あなたの方が目を光らせておると、通産省もここらあたりをもう少しうまくやるところになります。離職金だけはもらえてると思って、みんな待ちに待ち望んでいた。ところが、いよいよ山を買ひ上げられてみると、君らだめだ、との法律によってもらえないというので、みんな泣いておるのですよ。こういう資金その他があるのですから、一ヵ月分といふ上げられるような炭鉱で、未払い賃金などといふと、一人について二万、三万の賃金なんです。大きいわけですよ。だから五百人も六百人もおりますと、何百万という金が出るわけです。だから労働者は待望しておるのです。ところがいよいよ買ひ上げられてみたらもらえないというので、われわれが食つてかかる。何を先生たちばやぼやしておった、こうなるのです。だから、われわれは苦い経験をあまりにも持ち過ぎてるので、あつものにこりてなますを吹くような辛らつな質問をせざるを得ないようなことになるのです。ところらあたりだつて、もう少し弾力的にやつてもらわぬことには困るわけです。

もりでござります。これによつて、今までいろいろ陳情など受けまして、ケースはほんと救えると思ひます。が、ただ滝井さんのおつしやいましても、先に閉山してしまつて、その後から事業団に申し込んできました。こういう事例については、実はちょっと規定のしようがないわけでございません。かといふのが、実際問題としてのわれの考え方でござります。ただ、生ほどちよつとおつしやいましたよと、事業団に申し込んであるものであります。あるというお話をございますが、そぞれに合わせるほかに方法がないのじやないかといふのが、実際問題としてのわれの考え方でござります。たゞ、生いう場合には、この申し込んだ日と、それを、新方式の場合においても尊重するという運用を行ないたいと思ひます。

ど来お話しになりました点を十分一つ注意して参りたい、かように考えておられます。

○有田委員長 蔵内修治君。

○藏内委員 大臣に一点だけ、合理化業務の促進についてお伺いしたいと思ひます。が、御承知の通り、ただいま百二十万トンの合理化が進行しております。それに対して、ワク外に二百万トン近い申し込みがある。今度のこの改正案によりまして、新しい六百二十万トンの合理化方式が発足をしようとしております。そうしますと、現在六百二十万トンのワク外にあるものが、大部分これに移行するだろうと思ひますが、それについても、三十七年度のワクが百二十万トンであります。百二十万トンしか予算措置が講じられていないということになりますと、この合理化はやはりそういう面で滞滯してくるんじゃないかと用意が講じられていないということになります。しかも合理化の促進といふ点については、あと離職者対策との関連がございますが、合理化を促進するといふ点において、このワクをもつておやしていただきて、さらにこれに必要な予算措置、予算が通つた關係がござりますから、必要に応じては補正予算を組むという考え方があるかどうか、この点について大臣の所信を一点点だけお伺いしたいと思います。

○佐藤国務大臣 関議決定をいたしましたのは、ただいま言われるようないふるいは立法事項、あるいは予算事項、あるいは金融措置、あるいは行政指導等いろいろあると思いますが、幸いにして労使双方の協力を得、また一般の支持を得て合理化が促進されて、今日の予算では不足だ、こういうような

態が起これば、もちろん政府は進んで補正の措置をとる考え方であります。

○有田委員長 岡田君、だいぶ時間が迫っております。初め四時に討論、採決に入る予定のこところを、特に三千分の延ばして四時半に討論、採決に入りますので、簡潔にお願いします。岡田利春君。

○岡田(利)委員 政府が先般石炭对策について閣議決定をしたわけであります
が、その閣議決定に関連して、現在若干労使間に未解決の面がござります
ので、その点についてまず質問したい

閣議決定の内容は、政府が強力な調査団を編成して実態を把握し、答申をし、その答申に基づいて政府が閣議決定するまで、経営者は解雇は行なわない、従つて労働者は紛争を起こさない、こういう閣議決定がなされてゐるわけです。ところが、調査の結果が答申されて、政府が閣議で答申に基づいて必要な措置を決定する、その決定をした場合には、それ以前では労使の紛争の問題——経営者はもちろん閣議決定は解雇ができるといふ解釈が成り立ちます。しかし労働者の場合には、当然その内容によつて、これは紛争が起きたくなるかどうかということに必然的になると思うのです。しかし、こういう調査団が答申をし、閣議で決定をするわけですから、これは客観的に相当影響を持つということは当然のことだと思ひます。それはあくまでも政府の決定になります。それはあくまでも政府の決定に基づいて労使が話し合つて、いろいろ政府が規制をするという意図ではないと私は解釈をいたしておりますわけであります。それがあくまでも政府の決定までのところの問題についてどう処理するかということをきめるべきであつて、そ

はそれを実施する、あるいはまた答申に基づいて法的措置が必要であれば、当然そういう議決も必要になつてくる。いましより、補正予算が必要であれば補正予算を組まなければならぬといでしよう。しかし、いずれにしても、これらが実施されるまでの間は、政府はその点の実情に合わせて善処していくんだ、行政的に善処していく、こういう意味に私どもは理解しておるのですが、そういう理解でよろしいのですか。

○福永国務大臣 政府が措置を決定いたしましても、直ちにこれを行政的に処理し得るものもありましようし、中には新たなる立法を必要とするものも生じて参りましよう。さらにはまた、一年限りでなくて、年次計画等で数年にわたつて処置しなければならぬこと等もあるわけでございます。そういうふうなことがいろいろござりますが、いずれにしてもそれら全体を、今まで進めました方針といたしましては、できるだけすみやかに推進していきたい、こういう考え方であります。

○岡田(利)委員 次に、今度の、新規の人員整理が行なわれないよう政府が期待するということは、四月の五日以後の問題だと思うわけです。それ以前に交渉中のものとか、すでに実施中のものについては、これはそのまま話一通りが統けられて、この問題は解決されるわけです。新規の人員整理については、四月五日以後の話である、こういう理解でよろしうござりますか。

○福永国務大臣 四月五日というよう考へております。

効者側についてはそのための紛争行為が行なわれないよう同様期待をしあるわけです。このことは、いわゆる人員整理に関連する問題に限つて、こう私は理解するわけですが、これでよろしくどうぞいますか。

○福永国務大臣 直接的にはそこに書いてある文字だけでも関連していくわざでございますが、そういうようにして、労使全体が政府にも強く要望し、政府もその気になって石炭対策を講ずるのでござりますから、御質問の趣旨は、それに限るとはおっしゃいますもの、そのほかの方では大いにけんかがなさうではないかということでは、政府もなかなかこの石炭対策に力が入らないのです。でござりますから、そぞらいう趣旨ではござりますが、どうぞおなるべくほんのこどもなるべく仲よくやってもらいたいものだ、こういふふうに私は考えております。

○西田(利)委員 労使に対して政府は期待をしておるわけです。従つてこの裏づけとしては、当然労使の協定がなされなければならぬと思いますし、そのことがまた前提であると思うわけです。そうすると、労使の努力と誠意が必要でありますけれども、当然政府としてもその点についてここに協定が確立されるよう努めをする、もちろんもう話し合いが進められておりまして、これは協定が結ばれるものと私は見ておるわけでありますが、そういう協定が結ばれるまで政府は責任を持つて協定が結ばれるように指導する、こういう考え方であるかどうか、承つておきたいと思ふ。

○福永国務大臣 せつかくこういうことをきめましたので、その趣旨の通りのことを行なわれるよう私ども深い

関心を持つて見守つておるわけでございます。そういうことが円滑に行なわれることを衷心期待しておるわけであります。で、「さうしますから、うまくかないようなことがありますね」政府も考えなければなりませんが、ただのことを政府がするということをよく認識されるならば、労使とも政府の考える通りの協定をすみやかにやつてくれるものと、私はこれは確をいたしております。

か。担保をとつておいてもらわぬと、さいせんの問題にまた帰つてくるんです。一千円の交付金をやる。ところが田口さんは、金だけは払つて、自分の保証しておるものとらぬといふわけにはいかぬと思うんですね。そりすると田口さんは、自分が金を握つておるから、おれの方が一番の優先権があるんだといつておどりになる。これはもうわれわれ経験がありも先に、公租公課よりも先に、納付金を納めなければ買い上げぬといつて、それをとつてしまふと同じよう、今度の一千万円の交付金の中から、運賃の延納に関する債務保証をしておるから、これの担保をとつておる。それで、それをとらなければいかぬだろうから、それから整備資金の貸付をやつておるわけです。退職金やなんかの貸付、あるいは鉱害の補償の貸付をやつておるんですから、それもとらなければならぬ。こうなりますと、田口さんの方に金をとられてしつて、あといかねといふおそれが出てくる。そこで運賃の延納についても、整備資金の貸付についても、債務保証の弁済金についても、田口さんは担保がなんなかつておいてもらわぬと、交付金に重大な影響を及ぼしてくるわけです。この関係を一体どうするのかということです。

○田口参考人 事業団では物的並びに

人的担保をとつております。従いまし

て、今度は資金未払い並びに鉱害補償

の問題については優先しますから、そ

の次の順位になります。

○瀧井委員 そうしますと、その場合に、たとえば整備資金の貸付なり、運

合には、炭鉱は開発銀行その他から相手を借りておりますから、担保力がうございます。それで一体担保力が田口さんは、金だけは払つて、自分の保証しておるものとらぬといふわけにはいかぬと思うんですね。そりすると田口さんは、自分が金を握つておるから、おれの方が一番の優先権があるんだといつておどりになる。これはもうわれわれ経験がある。納付金を納めていない炭鉱が買上げてもらうためには、とにかく何よりも先に、公租公課よりも先に、納付金を納めなければ買い上げぬといつて、それをとつてしまふと同じよう、おやりになるわけでしょう。

○田口参考人 鉄道の運賃延納につきましては、中小炭鉱については全部事

業団が保証をやります。ただ銀行の保

証の問題につきましては、これから

五〇%の保証率あるいは八〇%の保

率が今度実施されることになると思いま

すが、そういうような炭鉱に対しては、大

手はともかくも、中小はみなおやりにな

るわけですから、担保力がなくても

割でも貸さない。ここに入割となつて

おるが、入割でもよし貸さないので

ほとんどないのです。だから五割くら

いの保証では銀行は金を貸さない。八

割でも貸さない。ここに入割となつて

おるが、入割でもよし貸さないので

ほとんどないのです。そうすると、担保力はないわけで

す。担保力がなくとも、あなたの方には

は困難な場合も起きてくると思います

が、今の炭鉱の大体のところは人的あ

るいは物的担保において、順位こそあ

と回しになつても、一応はとれる見込

みじやないかという考え方です。

○瀧井委員 だから私がさいせん問題

にしたのは、そこです。おそらく田口

さんの方としても、今度のこういう合

理化法で整備資金の貸付とか、債務保

証の弁済金等の問題が出てきたので、

五割ないし七割を優先的に未払い資金

とか鉱害に払つても、あととの五割ない

し三割を確保しておかぬとこういう問

題があるといふ、伏線があつたと私は

思ふんです。田口さんは現にやつて

おるのだから、今井さんと違つところ

があつたと思う。いわんや運賃の延納

払いについては、結局担保をとらぬと

すれば、田口さんは現にやつて

鉱業安定法、すなわち根本的な開発あるいは販売の権利化の一元化その他に付いて提案をしてきたわけでありますけれども、この基本的な問題については一応本日は論議いたしません。ここに改正案として提案をされておりますいわゆる新方式なるもの、すなわちこれまでの炭鉱買収方式に加え、石炭鉱山整理促進交付金の交付方式による、いわゆる事業廃止を勧奨するもの、この方針について私は次の点において反対をいたしたいと思います。

外はとから後讀書があり手しましたよし金制度に変えたというのは、これは私は政府並びに政府機関が責任を回避した、こういう一語に尽きると思うのですが、それは從来石炭合理化事業団が鉱害の賠償にあたって、なかなかその鉱害の処理が困難であったから、できればそれにはかるべきものとして、ここに新しい方式を新設したわけでありましたが、しかし、決して問題の根本を解決したものではない。ただ事業団は楽になつたでしようけれども、その鉱害被害者というものは同じ状態に置かれる、いな、それ以上の状態に置かれるということは、今まで説明のあつた通りです。すなわち、從来の方式でいきますと、合理化事業団と旧鉱業権者は連帯債務の形になる。今度は、新方式でいきますと、依然として廃止をいたしました鉱業権者が賠償の責任を負うということになる。そういたしますと、被害者からいならば、この点が十分分解明をされていない。一応先ほどの質疑の中でも、法第三十五条

が、一〇〇%まで考えるといふことでありますから、私たちには政府が今後どういうふうに実施されるか、さらにまた、これによつても未賠償分の賠償が十分でない場合には、無資力による賠償として十分考慮するといふことでありますから、一応われわれはこれを今後とも監視をしていきたいと思います。しかし制度としては、われわれは納得できないものを感じるわけです。

さらにまた、和だらば、鉱害の効理、なかなか從来のように繼續中の炭鉱の鉱害の処理につきましては、これは從来の方式よりも飛躍いたしまして、終廢山をもつて、終廢山での制度を考える必要があるのではないか、こういうよだな状態にきておるのはないか、このことを今後とも検討すべきことを政府に要望いたします。
以上をもつて討論を終わります。

○有田委員長　伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員　私は、ただいま議題になつております石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に反対をするのであります。この法律自体、一部改正されようときれまいと、この法の建前に私は根本的に反対です。というのは、政府はこの法律を中心とした効率あるは単純を引き下げる、そのために經營者なり労働者の考え方を全然考えることなくして、これるために、炭鉱労働者の在籍一人当たりの能率あるいは単純を引き下げる、そのために經營者なり労働者の考え方を全然考えることなくして、これで深刻な不安な状態のもとに、炭田地帯を強引に今日まで強行してきておるということであります。そのために多くの炭鉱から出た失業者は、依然として

し、あるいは合理化を強行してやらなければなりません。そこで、鉱区の整理統合をするとか、あるいは休眠鉱区の開発等をするのか、それらについても全然、何年たつてもやろうとしません。そうすれば、結局炭鉱を、今後の政府の行き方でどうするなら、炭鉱はなくしてしまっていいというのである。でありますから、私はこの政府の目的を達成するために、出てくる失業者の問題を完全に解決をするという裏づけのない限り、それがから鉱区の整理統合と休眠鉱区の開発をもって、新たにそういう職場に再就職をやらすという裏づけのない限りには、またそういうことを保障されない限りには、私はこの法案の根本的な前ににおいて反対であるということを頗るからにいたします。

なつておりますので、お知らせいたしませんので、直ちに採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○有田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。
（拍手）

ただいま議決いたしました同法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

〔参考〕

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第七七二号）に関する報告書
鉱山保安法の一一部を改正する法律案（内閣提出第一二四四号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年四月十三日印刷

昭和三十七年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局